

第59回平成26年9月与謝野町議会定例会会議録(第3号)

招集年月日 平成26年9月9日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時47分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

| | | | |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 高岡 伸明 | 9番 | 宮崎 有平 |
| 2番 | 和田 裕之 | 10番 | 塩見 晋 |
| 3番 | 小牧 義昭 | 11番 | 河邊 新太郎 |
| 4番 | 渡邊 貫治 | 12番 | 有吉 正 |
| 5番 | 安達 種雄 | 13番 | 家城 功 |
| 6番 | 江原 英樹 | 14番 | 勢 旗 毅 |
| 7番 | 伊藤 幸男 | 15番 | 多田 正成 |
| 8番 | 藤田 史郎 | 16番 | 今田 博文 |

2. 欠席議員(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

| | | | |
|--------|------|----|-------|
| 議会事務局長 | 奥野 稔 | 書記 | 土田 安子 |
|--------|------|----|-------|

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

| | | | |
|-----------|-------|-----------|-------|
| 町 長 | 山添 藤真 | 代表監査委員 | 足立 正人 |
| 副 町 長 | 和田 茂 | 教 育 長 | 塩見 定生 |
| 企画財政課長 | 植田 弘志 | | |
| 総務課長 | 浪江 学 | 商工観光課長 | 小室 光秀 |
| 岩滝地域振興課長 | 小池 大介 | 農 林 課 長 | 井上 雅之 |
| 野田川地域振興課長 | 坪倉 正明 | 教育推進課長 | 長島 栄作 |
| 加悦地域振興課長 | 森岡 克成 | 教 育 次 長 | 小池 信助 |
| 税 務 課 長 | 秋山 誠 | 下 水 道 課 長 | 西村 良久 |
| 住民環境課長 | 朝倉 進 | 保 健 課 長 | 前田 昌一 |
| 会 計 室 長 | 飯澤嘉代子 | 福 祉 課 長 | 浪江 昭人 |
| 建 設 課 長 | 西原 正樹 | 水 道 課 長 | 吉田 達雄 |

5 . 議事日程

日程第 1 一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前 9時30分)

議長(今田博文) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問2日目になりました。本日もよろしくをお願いします。

ただいまの出席議員は16人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1、一般質問を行います。

最初に、2番、和田裕之議員の一般質問を許します。

和田議員。

2番(和田裕之) 皆さん、おはようございます。朝一番で緊張しておりますが、頑張りますので、よろしくをお願いします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、事前通告に基づきまして、平成26年9月定例会の一般質問をさせていただきます。

今回の質問は、まず1件目は地元業者・中小業者対策について、2件目は丹後絹織物業の最低賃金引き上げと家内労働法についての2件であります。

まず、1件目の地元業者・中小業者対策ですが、安倍政権が打ち出した経済政策により大企業は空前の利益を上げておりますが、働く者の所得は上がり、全国では格差と貧困が一層広がっております。原材料の高騰に加え、消費税8%への増税実施が国民、中小業者の深刻な事態に追い打ちをかけ、暮らしや営業を直撃しています。

ご承知のとおり、我が国の中小企業・小規模事業者は、企業数では99%以上を占め、また雇用数でも7割弱を占める重要な存在であります。中小業者の中でも、とりわけ規模が小さい小規模事業者においては、地域経済の担い手としても大変重要な役割を持っております。中小企業・小規模事業者の現状としては、長引くデフレ、急速に進展する人口減少、大企業の海外進出が影響し、中小企業・小規模事業者の数は中長期的に減少を続けております。

1999年に改定をされた中小企業基本法では、これまでの大企業と中小業者の格差是正策を放棄し、支援策を中堅企業や急成長型の中小企業に重点を置くものであります。要するに、中小企業保護ではなく強者を育てるという、小規模零細業者を切り捨てるという、こういったものであります。結果、特に顕著なのが小規模事業者が約9割の減少であり、1999年の423万社から2012年の334万社へ激減をいたしました。近年、倒産件数は減少傾向にある一方で、休・廃業、解散は増加傾向にあるようであります。その要因は、長引くデフレや高齢化、それ以外の要因としては事業継承が円滑に進んでいない点も挙げられ、休・廃業、解散を補うだけの新規開業も活性化をさせ、企業数の減少をいかに食い止めるかも重要なことであると指摘をされております。

2014年2月に取りまとめが行われた中小企業政策審議会、小委員会では、雇用やイノベーションの源泉でもある小規模事業者が社会に応じて変化していかなければ、各地で進行する需要の減少、企業数、就業人口の減少、地域経済の疲弊に歯どめをかけることができず、我が国の経済全体が悪循環に陥ることが懸念されると指摘をされているところであります。

このような厳しい中、小規模事業者に光を当てざるを得なくなったという政府の矛盾のあらわれ、また中小企業団体などからの強い要望もあり、今回、中小企業の政策再構築に向けた第2弾として位置づけられる小規模企業振興基本法がさきの国会で成立、施行をされました。安倍内閣においては、中小企業・小規模事業者の活性化は重要な政策課題と位置づけられており、全国で385万社の企業の9割を占める小規模事業者が元気にならない限り日本に再生はないと明言をされ、日本再興戦略においては開業率が廃業を上回る状態にし、アメリカ、イギリスの10%台に、また2020年までに黒字中小企業をふやし、70万社から140万社にするなどの政策を挙げておられ、注視したいと考えています。

小規模企業振興基本法という法律のおおむねの内容としては、小規模企業者、いわゆる従業員数5人以下の企業について、地域経済の支え手として、また雇用の担い手として大きな力を発揮している点について、中小企業基本法の基本理念である成長発展のみならず、技術やノウハウの向上、安定的な雇用の維持なども含む事業の持続的発展を位置づけられるというふうにされております。事業の持続的発展を支援する政策を、国、自治体に責務として明確化されたものであります。

地域を元気にするには、地域で雇用を生み出し、資金が循環する仕組みをつくる必要もあります。今、全国では、小規模企業振興基本法の具現化に当たってさまざまな要望がされています。とりわけ地域の仕事おこしによる地域経済の振興策、いわゆる住宅リフォーム助成制度は全国628自治体に広がり、最近では商店版リフォームを実施する自治体もふえてきております。

小規模企業振興基本法の成立、施行に当たり、次の点について伺いたいと思います。

1．小規模企業振興基本法のポイントはどのようなものがあるのか。また、中小業者をどのように認識され、位置づけをされているのか。

2．当町としての役割、支援はどのようなものがあるか。

3．助成制度など具現化は検討をされているのか。

次に、丹後絹織物業の最低工賃引き上げと家内労働法についてであります。昨日の塩見議員の質問と重複する点もあるかとは思いますが、ご了承いただきますようお願いをいたします。

長年にわたり丹後の経済を支えてきた織物業は、ライフスタイルの変化による和装需要低迷と供給過剰による競争の激化により下請工賃を圧迫してきた結果、後継者の育成を阻み、織り手の高齢化を招いてきたことは皆さんご承知のとおりであります。今日でも丹後の経済を支える基幹産業の一つであり、織物業の活性化は地域経済においても重要課題であると考えています。低賃金、技術の継承、職人の高齢化などさまざまな問題があります。織り手の平均年齢が64歳を超るとも言われる丹後絹織物の実態は、1つの基幹産業としては異常な事態ではないかと言えます。

今般、家内労働者に適用される最低工賃が13年ぶりに改正をされ、後染め織物2品目のうち、正絹無地ちりめんが現行の204円から22.5%増の250円となり、平均で14.4%の増加、先染め織物は、帯が1,061円から49.5%増の1,586円となるなど、3品目で平均45%に引き上げられるものであります。この体制は、丹後織物の将来を見据えたとき、業界の再生、後継者問題など改善への期待もあるところであります。しかし、最低工賃問題においては、関連する業界全体に改正についての理解が広がることであり、織り手代行店京都メーカーは、

一面では利害の反する関係同士ではありますが、立場、思想の違いはあれ、共通する利益を明らかにして、その実現に向けた道筋を明らかにすること、その結果によって得られる社会的影響と現実的効果が理解をされれば、統一された大きな力が期待でき、実現が可能ではないかと考えます。

最低工賃は、一部の代理店方式のケースを除き、法的には丹後の代行店が委託者とされてきましたが、現物の所有権、工賃そのものは西陣の織元の裁量で決まるものであり、西陣織物の発注者としての明確化なくして最低工賃の引き上げの実現はあり得ません。労働の対価として賃金を受け、いわゆる労働者の権利としての最低工賃とは違い、委託者がルールに従って公正な共生を促し、もって経済の合理化に資することを目的としてきた家内労働者の最低工賃は、国民契約を理由に強靱な取り締まりや摘発、罰則の適用など意識されてこなかった経過があります。監督官庁、いわゆる労働局の責任的な役割なくして、最低工賃の実現がかなわないことは明白であります。また、出機の関係者からは歓迎の声が上がる中で、代行店、親機の負担がふえることになり、価格への転嫁も不可欠であります。行政、すなわち当町としても織物業が果たしてきた役割を十分に認識され、できる限りの取り組みを求めたいと思います。

丹後織物業の最低工賃引き上げと家内労働法について、次の点について伺いたいと思います。

1．当町での織物業の現状をどのように理解されているのか。また、事業所数、従業者数、織機台数などはどのようになっているのか。

2．最低工賃引き上げについてはどのような見解か。また、課題は何か。

3．家内労働法についてどう捉えられているか。また、同法第25条についての新たな支援策は検討されているのか。どのような課題があるのか。

以上で私の1回目の質問とします。ご答弁よろしくお願いをいたします。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） 皆さん、おはようございます。

それでは、和田議員の1番目のご質問、地元業者・中小業者対策についてお答えをいたします。

まず、小規模企業振興基本法につきましては平成26年3月に閣議決定をされ、同年6月20日の通常国会において成立をし、6月27日に施行されました。経済産業省が提出する基本法としては、昭和38年に制定をされた中小企業基本法に次いで2番目となり、大きな方向性を打ち出すものとして大きく期待をしているところでございます。

この小規模企業振興基本法は、中小企業基本法の理念にのっとり、おおむね従業員5人以下の小規模企業の振興について基本方針などの事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務などを明らかにし、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進をし、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的としたものでございます。

そこで1点目のご質問、小規模企業振興基本法のポイントはどのようなものがあるのか。また、中小業者をどのように認識をされ、位置づけられるのかにつきましては、まず基本法のポイントとして次の4つがあるのではないかと思います。1つ目が、地域の雇用や生活を支える小規模事業者が、顔の見える信頼関係をより積極的に活用した、潜在的な需要を掘り起こすためのビジネスモデルの再構築の支援。2つ目に、大企業に比べ人数が少ない小規模事業者では一人一人の人

材が重要となるため、女性・若者・シニアなど多様な人材の活用による事業の展開・創出の支援。3つ目に、小規模事業者を、地域の多様な需要に応じた商品・サービスの提供や雇用を支える重要な存在として位置づけ、地域経済の担い手として、地域のブランド化・にぎわいの創出に貢献するような活動の支援。4つ目に、さきの3つのポイントが実現をされるように、小規模事業者が活躍できるよう相談窓口を設置するなど具体的な支援のためのネットワークの構築になります。

加えまして、中小企業者の認識並びに位置づけにつきましては、町内企業の大多数を中小企業が占めており、地域経済と地域社会の重要な担い手であると考えておりますし、平成24年には府内で初めて中小企業振興基本条例を制定し、行政運営の重要施策として中小企業の振興を推進することといたしておることは和田議員もご高察いただいているところでございます。

次に2点目のご質問、当町としての役割や支援はどのようなものがあるのかにつきましては、小規模企業振興基本法の中では、国、地方公共団体、中小企業に関する団体、その他の関係者は、小規模企業の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施をされるよう適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならないと明記をされており、あわせて商工会・商工会議所による小規模事業者への経営支援の取り組みを強化するために、商工会及び商工会議所によります小規模事業者の支援に関する法律の改正案、いわゆる小規模支援法もあわせて施行をされており、従来型の記帳指導や金融あっせんなどの支援に加え、小規模事業者の喫緊の課題であります需要開拓や経営継承等の課題に対し、小規模事業者に寄り添って支援をする伴走型の事業計画策定・実施支援のための体制整備を強化していくことがうたわれております。

当町といたしましても、この考え方を十分に理解しながら、国や府、商工会などの関係団体との連絡を、または連携を密にし、できる限りの協力・支援をしてみたいと考えているところでございます。

最後に3点目のご質問、助成制度などの具現化政策は検討されているのかにつきましては、平成21年8月1日に施行し、平成24年7月31日までの時限立法として施行しておりました与謝野町住宅新築改修等補助金交付要綱、いわゆる住宅の新築・改修などの費用の一部補助をする事業を実施してはありますが、現在は具現化政策を持ち合わせておりません。

今後は、新たな取り組みについても検討・協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、丹後絹織物業の最低工賃引き上げと家内労働法についてでございますが、昨日の塩見議員のご質問と一部重複する部分もありますが、まず1点目の、当町での織物業の現状をどのように理解をしているか。また、事業所数、従業者数及び織機台数の現状についてのご質問についてお答えをいたします。

統計数値が少々古くて申しわけありませんが、平成23年度に与謝野町織物実態調査を行っております。このときの数値では、事業所総数は、551事業所のうち操業中が539事業所、休業中が12事業所で、織機台数は、2,428台のうち稼働台数が1,749台、非稼働台数が679台となっております。また、従業者数は、1,059人のうち家族従業者が907人、雇用従業者152人となっております。それ以後は調査を行っておりませんが、現在ではさらに減少している状況かと考えられます。

参考までに、本年8月時点での与謝野町の丹後織物工業組合加入状況を調べますと、組合員数

289件、織機台数は1,328台となっており、与謝野町の平成23年度調査の数値から推計をいたしますと、組合加入率は52%程度に下がっているのではないかと思います。

このような数値から判断をすれば、当町の織物業の現状については非常に厳しい状況にあると言わざるを得ません。

特に深刻なのが従事者の高齢化でございます。平成23年度の調査では、従事者のうち、60歳以上が802人、75.7%となっているところでございます。さらに、60歳代が41.1%の435人、70歳代が29.2%の309人、80歳以上が5.5%の58人であり、まさに後継者がいない状況を推移しているのが現状でございます。それとあわせて、織物は分業制でございますので、関連業種の撚糸業や整経業なども激減をしている状況にあります。

後継者のない理由といたしましては、工賃の問題、労働条件の問題など種々あるかとは思いますが、長くこの地域を支えてきた伝統の技術を伝承するとともに、若い人々を中心に新商品の開発など、再び繁栄する施策の推進に努力をする必要があると考えております。

次に、2点目の最低工賃引き上げについての見解と課題についてお答えをいたします。

昨日も申し上げておりましたように、この経過は、家内労働者の高齢化や後継者不足により出機の廃業に歯どめがきかない状況の中、丹後産地の衰退を防ぐために最低工賃を13年ぶりにアップ改定をされることになったものでありまして、この法律どおり実行されるよう期待をしたいところでございますが、10月からの実施には関係機関が連携をして状況の把握に努めなければならないというふうに考えております。

次に、3点目の家内労働法についてのご質問でございますが、これも昨日の塩見議員のご質問と一部重複する部分がございますが、家内労働法は、家内労働者の生活の安定に資することを目的として、工賃及び最低工賃、安全及び衛生、家内労働に関する審議機関、罰則などを定めた法律でございます。家内労働者の労働条件の改善を図るために必要な法律であり、仕事を家内労働者に委託をする者は、これを尊重し、法の趣旨に基づいて実行しなければならないものと認識しております。

しかしながら、この法律どおり家内労働者への委託が行われているかどうかについては、町としてそのような調査は実施をしたことはございませんので、実態についてお答えできる資料を持ち合わせておりませんのでご容赦いただきたいと存じます。

次に、同法第25条につきましては、条文では、「国又は地方公共団体は、家内労働者及び委託者に対し、資料の提供、技術の指導、施設に関する便宜の供与その他この法律の目的を達成するために必要な援助を行うように努めなければならない。」とうたわれております。

町では、今のところこの法令を意識した形で家内労働者に対する支援を行っているといった形ではございませんが、町の各種広報による資料提供、商工会と連携した形での織物技術指導制度など積極的にご活用いただけるよう情報発信をしまいたいと考えております。

現時点では、家内労働者に対する新しい支援策ということは考えておりませんが、いずれにいたしましても私が常に申し述べていますとおり、新しい視点での産業振興策を実現させるためには、織物業をはじめとするものづくり分野を基軸として新たな価値を与えていく与謝野ブランド戦略を推し進め、若い方々に関心を持っていただけるようなまちづくりの展開をしていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上で、和田議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） 答弁いただきましてありがとうございます。2回目の質問に入らせていただきたいと思います。

まず、1点目の小規模企業振興基本法についてであります。同法のポイントということで答弁をいただきました。

町長の答弁では、大きく4つあるということでお聞きをしました。地域の業者というのは、地域社会に重要な担い手であるという、町長はこういう位置づけというか、認識でおられる、こういうことで理解をさせていただきました。

まず、私が最もこの法律の最大のポイントと考えるのは、やはり事業の持続的発展という重要な考え方、これが導入されたということで理解しております。今までの中小企業政策は、成長戦略ということが基本だったというふうに私は考えております。

こういった中で、しっかりと地域に根差し、地域を支え、雇用を守り、事業の持続的発展を第一義に考えて位置づける、こういった小規模企業支援をしていこう、こういった法律ではないかというふうに私は考えておりますが、その点について再度町長の見解をお願いしたいと思います。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 先ほど和田議員がご指摘いただいたように、小規模企業の振興基本法のポイントというのはその1点に集約をされている部分もあるのかなというふうに思っております。

先ほどご紹介をさせていただきましたように、当町といたしましても与謝野町の中小企業を振興していこう、守っていこう、あるいは発展をさせていこうという趣旨の中で中小企業振興基本条例を制定いたしております。私たちといたしましては、当町の条例を重視しながら、国のこの基本法についてもどのようなことができるのか、関係機関との連携を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） この法律では、国のほうでもかなり議論がされた中での検討であったというふうに理解というか、認識をしております。もっとも、小規模企業というのは企業自体が真剣に自助努力をして、さらにこの法律ができたことで私はよくなるんじゃないかというふうに確信をしております。小規模を救えるチャンスというか、画期的な法律であるんじゃないかなというふうに考えており、ぜひ経営者、後継者、支援機関、この法律を利用していく必要があるんじゃないかというふうに考えておりますが、その点いかがでしょうか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 先ほどご紹介をいたしました4つのポイントに考慮をしながら、私たちといたしましてもこの法にのっとった、あるいは関係機関との協議の中で独自の政策なども講じていきたいなというふうに思っておりますので、その点については和田議員の思いと一致しているところではないかと思っております。

議長（今田博文） 和田議員。

2番（和田裕之） 先ほどおっしゃったように、当町としての役割、これはこの法律によって地域を政策的に支える、これは第1に都道府県であり、またより直接的には市町村であるというふうに

理解されていると思います。つまり、国と自治体、これの連携が決定的に重要になってくるというふうに私自身も考えております。行政と業者、これの連携を図る上で、中小企業振興基本法と当町でも、先ほどおっしゃったように、既に制定をされている中小企業振興基本条例との連携が重要になってくるというふうに考えております。

さらにいえば、この小規模企業振興基本法と中小企業振興基本条例、さらに産業振興会議の3セット、これの条例改正後の取り組み、これを通じて地方自治体と中小業者に協働関係を生み出すことが重要だとされております。当町では、第3期与謝野町産業振興会議が発足をして会議をされております。こういった産業振興、いわゆる地域経済の活性化を多くの町民は期待を持って町長に期待をされている、こういう状況ではないかと考えております。

産業振興会議では、町長みずからが会長になられ進められております。そういった中で、メンバー構成など具体的な内容についてお聞かせをいただければというふうに思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど和田議員がご紹介をいただいたように、8月26日に第3期の産業振興会議を発足させました。会長には私が就任をするとともに、委員には9名の方を人選しております。また、この人選につきましては公募も行った結果、公募の応募者数がゼロでありましたので、その点についてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

この9名の内訳をまず申し上げますと、6名が町内の事業者の方でございます。織物業、また農家、そして家具の製造販売、また建築資材の製造、あるいはお酒のづくり手など、そうした30代、40代の若い方々がメンバーとして入っていただいております。そのほか3名の方につきましては、各金融機関、あるいは商工会から人を出していただいております。この9名によって第3期の産業振興会議はメンバーを構成しているというところでございます。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） メンバーの構成については30代後半から40代かなというふうに理解をしておりますが、前回と比べると非常に少ないメンバー構成になっているんじゃないかというふうに思いますが、その点については、どのような考えでされたのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この産業振興会議のこれまでの歩みといいますのは、第1期の産業振興会議では中小企業振興基本条例の制定の協議、そして第2期におきましては、この条例に基づく政策提言、あるいは条例の推進といった、ある意味広く意見を聴取する、あるいは議論をさせていく、そうした会議体である必要性があったというふうに思っております。そうしたことから二十数名という割と大きな会議体での運営だったというふうに私自身も記憶をしておりますが、第3期の時点ではより実効性のある、そうした会議体であるべきだろうという観点の中からメンバーを9名に絞ったというところでございます。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 小規模企業振興基本法、さらに中小企業振興基本条例、また産業振興会議、この3セットを連携してやっていただきたいというふうに思っています。

先ほど町長おっしゃいましたように、前回よりも少ない人数でということで、この点については合意形成が図りにくいといった点もあたりだとか、この厳しい経済状況の中で合意形成を図

っていただいて、スピード感を持って真剣に取り組んでいただきたいと、こういうように考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 6月定例会や本議会でも申し上げているとおり、与謝野町の大きな柱といたしましては、私はものづくりの産地であるというふうに思っております。与謝野町は、このものづくりを発展させていくための施策から逃げない、真正面から向き合っていくという姿勢を貫いていきたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどをよろしく願いしたいというふうに思います。

また、施策提案などもいただければというふうに思っておりますので、議員の皆様方からの積極的な施策提案をお願いしたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 町長がよくおっしゃいますものづくりということで、その点は理解をしております。

そこでお聞きしたいのは、町長のおっしゃるものづくりというのは、さきというか、後にも述べますが、これは織物、これを中心というお考えなのか、それともいろいろなものづくりというのか、いろんな品目があるのかどうか。その点についてのお考えをお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私がものづくりと言う場合に、織物業に限ったものではございません。織物業、農業、そして金属加工やお酒などさまざまなものづくりがこの地域ではあると。また、私が思いますのは、本当に、例えばご婦人方が手でいるんな、例えば布であったり、あるいはそれに関する手芸というものもつくっていらっしゃる、そうした土壤があることから、そうしたことも含めて私はものづくりであろうというふうに思っております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 振興会議のメンバーの方もさまざまな業種の方がおられるということで、その点は大いに期待をしたいなというふうに思っております。

次に、助成制度ですね。これは、ご承知のとおり、住宅リフォーム助成制度、これは3カ年の時限立法ということで実施をされた。こういった中で、今検討というか、協議、今後の取り組みについて検討していきたいというふうに考えておりますが、私は、これはやはり継続といいますが、何らかの形で取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思っていますが、再度お考えをお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） この住宅の新築、あるいは改修などのリフォーム制度につきましては、後の小牧議員の質問の中でも述べますけれども、非常に大きな経済効果があったというふうに分析することができると思います。そうした観点の中で、この事業の有効性というのは既に証明はされているのではないかなというふうに考えておりますが、現在この制度をそのまま継続していく、あるいは再出発をさせるという協議はいたしておりません。何らかの形で変える、そうした協議はする必要はあるのかなと思っておりますが、これはまだ白紙の状態であるということをご理解いただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 経済効果は大変あったということで、そのままの形でやられるかどうか、私は一部でもいいんじゃないかなというふうに思っています。現状、京丹波町、ここでは3年やられて、また同じような形で継続されたというふうに聞いておりますし、ぜひ何らかの形でこういった制度をつくっていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いをします。

質問を変えさせていただいて、2件目の最低工賃問題、家内労働法について再度お聞きをします。

与謝野町の実態調査というか、これ平成23年ですか、されたという件で、町長は非常に厳しい状況であるというふうにおっしゃっておりまして、事業所数、これは551人ということで、やっぱりこのまま放置すると私は大変な事態になるんじゃないかなというふうに思っておりますが、この点いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご質問をいただきました当町の織物業の現状につきましては、さかのぼること昭和46年の最高期から比べますと約20分の1の産地になってしまったというような中で、本当にそれぞれの日本国内の地場産業の状況を見ても非常に高い減少率だろうなというふうに思っておりまして、そうした観点から申し上げますと、本当にもう非常事態な状況であるのではないかなというふうに思っております。

しかしながら、この当町におきましては、平成23年度の織物実態調査の数値ではございますが、まだ550の事業所があるということから、非常に大きな産地ではないかな、あるいは地域経済を考えたときに、非常にウエートを占める業種ではないかなというふうに思っております。

そうした織物業の振興というのは、この地域の経済的な発展に寄与する大きな柱になり得るだろうというふうに思っておりまして、この問題につきましては、先ほども申し上げましたように、私どもといたしましては真正面から向かい合い、取り組んでいきたいというふうに思っておりまして、そうした織物業の振興につきましても第3期の産業振興会議、あるいは町独自の政策でもってその発展に寄与していきたい、あるいは維持を目指していきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） 与謝野町は大変大きな産地であり、業種というか、やっぱり織物業が与謝野町にとっても基幹産業であるというふうな答弁だったというふうに思います。

ちなみに京丹後市のほうでも3年に1回、織物実態調査というものをされておまして、平成23年の調査では、事業所数、これが1,080件、従業者数が1,920人、織機台数が4,461台というふうに報告をされています。そして、この事業所数、平成20年度との対比で、これは2割減、平成17年対比では約4割の減少になっているということでもあります。さらに、従業者数は、3年前の調査で、60歳以上が、1,920人のうち1,425人と74%ということでもあります。当町ではなく、京丹後市でもこのような問題だというふうに認識をしております。

次に、最低工賃の引き上げについての問題であります。

これについては、昨日の塩見議員での町長の答弁、これはやはり法のもとでしっかりと守っていく、いわゆる労働者の権利を守っていきたいという、こういう答弁であったというふうに思っておりますが、これは私も大変重要な点だというふうに考えております。家内労働法で規定される内容からも、13年前の工賃改定が守られてこなかったことは、京都労働局、そして京都労働基準監督署の責任というのは重いものがあるというふうに感じております。実態として、官公庁の不作為行為を許さない厳しい姿勢で臨んでいただきたい、こういうふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 最低工賃の引き上げにつきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、法の趣旨に基づきその遵守がなされるよう、履行されるよう、私どもも注目をしていきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） ぜひお願いをします。

また、家内労働法の第25条、先ほど町長の答弁ありましたように、家内労働法の第25条では、行政の役割には援助というものがあるということである説明というか、おっしゃっていただきました。これは、意識した形では取り組んではおられないということですが、やはり今後の織物業を考える上で、この賃金改正、これは私はラストチャンスではないかなというふうに考えており、行政としてできる限りの支援、援助を実施していただきたいというふうに思っておりますが、町長の決意のほどをお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そうした決意のもとで、その法がしっかりと履行されるように注目をしていきたいなというふうに思っております。

また、この織物業の現状を鑑みますときに、塩見議員のご質問でも申し上げましたように、それこそ本当に生地を織っていただけるような出機の方々、そしてブランド戦略というような中で市場のほうに商品を送り出す側、そうした2つの層が両輪となってこの産地を盛り上げていかなければならないというように私自身も考えているところでございますので、多様な施策をできる限り講じていきたいなというふうに思います。

議 長（今田博文） 和田議員。

2 番（和田裕之） ご答弁いただきましたようにできる限りの支援、これを実施していただきたいなというふうに思います。

大きな期待を持って質問を終わります。ありがとうございました。

議 長（今田博文） これで、和田裕之議員の一般質問を終わります。

次に、6番、江原英樹議員の一般質問を許します。

江原議員。

6 番（江原英樹） それでは、質問に入るまでに、さきの府北部を襲った豪雨によって浸水被害、土砂災害を受けられた福知山市民の皆さん、また茶畑に大変な被害を受けられた綾部市民の皆さん方に対し心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。

そうした中で、当町においても想定外の気候の変動によって、異常気象によって大変な豪雨、

災害が到来している。そうした中で、危機管理の徹底、整備、そして防災の訓練等に徹底した配慮をお願いすることに心から強く求めたいと思います。

さて、本日の質問ですが、さきの6月議会に続いて、豊かな与謝野町流の福祉社会をさらに構築していこうというような点から質問を進めていきたい。幸いにさきの議会では、町長は与謝野町流の福祉を評価し、町民が若干懸念をしておりましたら、ひょっとしたら福祉が後退するのではなかろうか、新しいチャレンジ、ものづくり、経済政策などと勇ましい声の中で懸念をしました。しかし、町長ははっきりとしっかりとした福祉政策は継続していく、さらに発展をさせていくという答弁をされました。そうした現状を踏まえて、今回は以下3点の機軸を中心として質問を進めたいと思います。

まず1点目には、政府は聖域なき見直しという言葉で医療及び社会保障の削減、例えば医療の削減について、都道府県に対ししっかりとした目標を出しなさいと。2015年は来年です。そういった指令を出しております。実際に町に対して国や府からのそうした改正や、あるいは通達が参っておるのかどうか。そうした背景の中で、町はどうそれに対応をされるのか。1点目です。

もう一つには、今回は決算議会。福祉をしっかりと支えるのには、しっかりと財政が要る。決算の数字を踏まえながら、町長の福祉に対する将来への体力、そういった点について数字を軸にお聞かせを願いたい。

3点目には、その財政をしっかりと健全化するのには、何といても自主財源、いわゆる福祉においてもだんだんと地域の格差が言われている中で、健全な財政はしっかりとした町民の稼ぎの中から生み出し体力をつける。そういった点で、町長が一番主張する点がここだというふうに思います。それは、新しい視点での経済政策、産業政策、そして今からずっとと言われておりますものづくり、そしてチャレンジ。こういった形でチャレンジするのか。そういった3点を視点に今後質問を展開していきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、江原議員ご質問の1点目、政府は医療費の抑制など社会保障を聖域なく見直すと言っていますが、国や府はその内容を示してきているのか。町の対応を問うについてお答えします。

このことにつきましては、去る6月24日に閣議決定をされました経済財政運営と改革の基本方針2014、いわゆる骨太の方針に医療と介護を中心に社会保障給付について、いわゆる自然増も含め聖域なく見直し、徹底的に効率化・適正化をしていく必要があるという内容が盛り込まれております。

また、このことに関して甘利明経済再生担当相が、7月22日の記者会見では、合理的に無駄をなくし、効率化を進め、その結果として大幅な削減ができるよう取り組みを進めていきたいと考えを示されております。しかしながら、国から都道府県や市町村に対し、現在のところ具体的な施策について何も示されておらず、現段階において町の対応についてはお答えすることができませんが、今後の動向に注視をしながら、必要があれば府町村会との連携を図る取り組みも必要であるかなというふうに考えております。

次に、2点目の福祉を支える当町の財政基盤、町の体力の現状を問うについてお答えをいたし

ます。

当町の財政基盤、町の体力の現状というご質問でございますので、地方公共団体の財政構造を示す指標として用いられます財政力指数と経常収支比率を用いまして説明をさせていただきます。

まず財政力指数でございますが、これは財政基盤の強さをあらわすものとして使われる指標で、標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを示したものでございます。財政力指数は、普通交付税算定に用いた基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の3カ年平均値をいいますが、この財政力指数が単年度で1を超える場合は普通交付税の不交付団体となることから、この数値が1以下であっても、1に近いほど財源に余裕があるということになります。

与謝野町の財政力指数は0.3ということで、一般家庭に例えますと、ふだんの生活費を給料で賄えていないという状況であり、普通交付税に依存をした非常に脆弱な財政基盤であることが数値であらわれております。ちなみに京都府内での当町の位置ですけれども、まだ平成25年度の決算状況がまとまっていないので平成24年度の財政力指数からいいますと、京都市を除く25市町の中では上から20番目の財政力となっております。19番目は京丹後市、21番目は京丹波町となっており、近隣の宮津市は17番目、伊根町は25番目となっております。

次に、経常収支比率について見てみますと、経常収支比率は、地方税、普通交付税のように用途が特定をされておらず、毎年経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年経常的に支出をされる経費に充当されたものが占める割合を数値化したものでございます。この経常収支比率が80%を超えると財政構造の弾力性を失いつつあると考えられ、一般的に75%以下が適正な水準と考えられています。その比率が低いほど経済の変動や行政内容の変化に対応しやすい財政構造とされ、財政構造は弾力性を持っていると言えます。

与謝野町の経常収支比率は89.7%ということで、独自政策を行うにも、財源のゆとりがないことがこの数値から読み取ることができます。ちなみに平成24年度の経常収支比率における京都府内での当町の位置ですけれども、上から4番目の経常収支比率となっております。3番目は井手町、5番目は宇治田原町となっておりまして、近隣の宮津市は18番目、京丹後市は11番目、伊根町は6番目となっております。

そのほか財政の健全化を示す健全化判断比率の指標を用いて、財政状況を確認しながら財政運営を行っております。

以上のことから、町の体力の現状といたしましては、財政力指数が示すように0.3と財政力が弱く、特に歳入の約半分を交付税に依存をしている脆弱な財政構造であり、経常収支比率が示す87.9%は財政構造の弾力性が失われつつある、言い換えれば、自由に使えるお金が少なくなってきているという現状であると考えております。

次に、3点目の福祉など公共サービスの充実を図るには税収の増加など財政基盤の強化が必要と思うが、その具体策を問うについてお答えをいたします。

4月の町長選挙のときから申し上げていることでもございますが、与謝野町のものづくりの力には付加価値をつけるということにより、国内のみならず国外、つまり世界市場にも打って出るだけの技術の素地があるというふうと考えております。デザインやブランドを融合させることにより、外貨獲得の増大や内需の掘り起こしを行いたいと考えております。その具体策につきまし

では、8月末に発足をいたしました与謝野町ブランド戦略会議を柱に置いて検討していくこととしており、この戦略会議がスタートしたばかりでございますので、江原議員が求められるような明確な具体策というものはまだまだこれからであるというふうに考えております。

また、このようなものづくりを起点とした展開を図ることにより、例えば都市部で活動されている方々がこの地域に入ってもらい、ものづくりやサテライト・オフィス機能を兼ねた経済活動をしてもらうことにより、人・物の流れが活性化されることで産業の発展や雇用の確保、若者の定住促進を図り、それが税収の増加にもつながってくるのではないかと考えております。しかしながら、この取り組みが実を結ぶようになるまでもう少し時間が必要になると想像されることから、政策・施策の優先順位を定めるとともに、限られた予算の中でやりくりするなど、歳出の抑制策の徹底をしなければならないというふうに考えております。

先ほど申し上げましたように、第3期の与謝野町産業振興会議の取り組みを柱として置いておりますが、この取り組みというのは非常に時間のかかることであろうというように思っております。しかしながら、そのことに着手をするということが私は非常に重要であるというふうに考えておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 第2問からは一問一答ということなので、なかなかいろんな根幹にかかわる問題の中で、一問一答というのはなかなか難しい。しかし、一つ一つ簡単に区切って質問をしていきたいと思っております。

今、国や府からのいろんな政策について、何ら町のほうにはない。例えば、これは2010年6月、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、2013年の臨時国会で強行した社会保障プログラム法を根拠に、両法の改正は本年10月、介護保険法改正は来年4月、順次施行される。これは、もう既にきのうから論議されている問題です。訪問介護と通所介護は、要支援1と2の人が使っていた、これは国の保険から排除されて、どうぞ町でやってください。また、特別養護老人ホームへの入所基準も要介護3以上となる。1、2については全国で120万人、この人たちはどこに行くだろうと、こういった問題がもう既に起きております。

この質問をする前に、二、三、福祉法人を訪ねました。町の障害者の人たち173人、1日というよりも、1カ月1万円で働いている。年金が6万円です。そうした中で、生活保護費は10%削減されて、平均で7%から8%。きょう100円使うのが大変だと。こういったことを今質問しとってもあれですけど、福祉においてはやっぱりきめ細かな政策が必要だと、そういうように思います。

きょうの本来の質問が第3番目になっております、時間の関係で。もしこれについて町長の思いがあればお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 江原議員がご指摘をされている点というのは、福祉政策においてはきめ細やかな政策が求められる時代に入ってきているであろうということであろうというふうに思っております。

与謝野町は、合併後、太田町政のもとで福祉の基盤については非常に大きな前進があったので

はないかなというふうに思っております。そうした意味で、福祉政策につきましてはよりきめ細やかな政策をどのように打っていけるか、どのような観点から打つべきなのか、そうした議論が主であろうというふうに私自身も思っておりますし、そうした点については推進をしまいたいというふうに思っているところでございます。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 第2問であります財政については、幸いに本日、小牧議員のほうからしっかりとした財政分析について質問が出ております。私は、1点、町の豊かさを図る町の財政は、近隣においてそう大差がない。しかし、若干経常収支比率が徐々に上がってきておる。これは本当に懸念すべきことだというふうに思います。

そうした中で、もう一つ、今申しましたように、町民の豊かさ、例えばここに指標を京都府が出しております。これ棒グラフなんですけども、伊根町と与謝野町が10万円以下と。この1人当たりの指数というのは、地方税を町民全部で割った数字。若干異議のある点もあると思います。例えば、小さなオギャーと生まれた子供までこの算入には入っております。例えば、町でいいますと2万3,825人。18億2,129万4,000円を割って7万6,400円。この豊かさの指標についてはいろんな考え方がありますが、これを上げることが自主財源をしっかりと上げることであり、町長が言うところの稼ぐ力をここでつける。地方税は、所得税、いわゆる町民税、法人税、もちろんたばこ税までも入っておりますが、ぜひ自主財源をしっかりと、あなたがおっしゃるように産業の力で、稼ぐ力で上げる方策をつくっていただきたい。そして、もう今既にふるさと納税ももう自主財源。これ力によって、政策によってどんどんふえていく、そういったことにも力を入れていただきたい。

もう一つは、各課が国に対して60%とか、あるいは3分の2とかというような補助金ではなしに、100%の補助金をどんどん取ってくる。そうした施策をいろんな町がやっておるわけですから、ぜひそういった面も各課に指導していただきたい。まず、この自主財源をふやし、豊かな町をつくる。何か思いがあればお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 人間1人が生きていく上で、経済的な豊かさというのはある程度その幸せに直結をしていく、そうした傾向があるだろうというふうに考えております。

そうした面から私が思いますのは、この与謝野町で暮らす人たちが一人一人より稼ぐという観点での経済施策などは必要不可欠だろうというふうに考えているところでございます。そして、そうしたことを実現していくために、私としてはものづくり、また交流人口の増加などを基軸にしながら自主財源の確保に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

一方で、先ほど江原議員がおっしゃいましたように、国、府からの資金投入をいかに調達していけるかというのも私どもの力量にかかってくるのではないかなというふうに考えております。この力量がどこに目指すのかということを考えておりますと、先日のどなたかの一般質問でも答弁をさせていただきましたように、意欲と発想力であるというふうに考えております。こうした点から、各課長をはじめ、また各職員に対しまして意欲と発想力を求めていきたいということは着任以後から求めているところでございますので、これから花を開いてくるのではないかなと、花を開かせなければならぬ点だろうなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） それでは、3問目の問題です。本日質問したい主題は、この点に集中したいと思います。

まず、町長は選挙で、6月議会で、また町政懇談会でずっとこのかた、発信してきました。ずっときょうまで討論されております新しい視点の経済産業の創造、価値の創造、知恵のものづくり、交流人口をふやそう、トップセールス、そして必ず未来を見据えた教育施策。この教育施策については今回の質問には入っておりませんが、この点は大変町民の多くが評価している。まず、新しい視点の経済政策。これは、多くの町民の皆さんが、ここまでずっとあなたがしゃべってきたので大分浸透してきとる。しかし、ここまでは議員でも、行政の課長さん方でも、誰でも発信できる。いかにこれをどうして具体的にやっていくかと。あなたが考える最終的な与謝野町の町の姿、究極の町について、まず、もし答えられればお聞かせ願いたいと思う。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 昨日の塩見議員からいただいたご質問と重複をすることがあるかなというふうに思っておりますが、私が選挙のときに掲げておりましたこと、あるいは臨時議会の所信表明の中で申し上げてきたことというのは、この当町の総合計画を履行していくに当たって私自身の考える町の将来像というのは、みんなの知恵や技術が響き合い、新しい価値観を生み出すことができる町というように示しております。ここが私の一つの究極のまちづくりの姿であろうなというふうに考えているところでございます。

そうした私の理想像を実現させていくためには、先ほど江原議員がご紹介をいただきましたように、政策、あるいは施策をどのように実行に移していくのか。非常に大きな評価の分かれ目になってくるといふふうに考えているところでございます。

こうした私が考えます政策、あるいは施策、プロジェクトについては、産業振興の面、織物業、農業、ものづくり、また交流人口など非常に多岐にわたる分野の中でさまざまなメニューがございます。このメニューを挙げ始めますと非常に長くなりますし、どのプロジェクトを実現可能なものにしていくのかというものは、ある意味私たち行政だけで判断できるものではない、そうした部分もでございます。そうした意味から、この場所におきましての細かなメニューの提示については避けさせていただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても来年度の当初予算編成の段階にはある程度の私自身が考えます施策、政策、プロジェクトの実現に向けた予算化ができるのではないかなというふうに考えておりますので、この観点からも第3期の与謝野町の産業振興会議に注目をさせていただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 町長がおっしゃるとおりに、あなたの思いはきょうまでしっかりと発信をされてきたと思います。きのうも基本的なまちづくりの話がありました。価値観の話も出ました。価値観は哲学だという話が出ました。塩見議員との質疑でございます。私もそうだと思います。その基本的な哲学を住民が共有すると、それがまちづくりの基本であると。それに向かって手段があり、戦略があり、戦術がするわけで、それはもう行政に任せなしようがない。

そうした中で、本当の価値観というのは、あなたがおっしゃる何だろうか。新しい価値観は何だろうか。私が思うのには、町はひとりよがりになってもいいと思う。この町に住む多くの全

ての町民さんが、本当に幸せな生き生きとした姿で生活ができる。お金や物だけではない、本質的な豊かさを感じる町、そうしたものを私は町長は求められておると。私がいつも質問に与謝野町の福祉のあり方を出すのは、結果はもちろんですが、これがつくられてきたプロセスが町内外から評価されている。それは、住民の、あるいは事業者の発想をしっかりと行政の主管がサポートしてきた。町と民とがしっかりと協働の政策を持っている、そこにあると思います。

ですから、これからあなたが進められていくものづくり、あるいは新しい経済の立ち位置、しっかりと協働で、いわゆる与謝野流でやっていくという、その立ち位置についてしっかりと僕は認識をしていただき、確信を持っていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほどの質問の中でお答えをいたしましたとおり、私、産業振興、あるいは農商工を発展させていくためのアイデア、そして政策というものは私自身も持っております。しかしながら、この政策について先ほど言明を避けたのは、先ほど江原議員がご指摘いただいたように、企業者、あるいは住民との協働が何よりも大切であるという観点から、私自身の考えは避けさせていただいたというところでございます。

そうした意味から、私は経済政策を行っていく、あるいは産業振興を行っていくという過程の中で、やはり事業所、そして住民の皆様一人一人との協働を行っていくことによってより深みのある、また幅広い政策をとることに実現することができるのではないかなというふうに思っておりますので、協働というのはこれからも変わらない1つの大きなテーマでありますし、行政を進めていく上で、とりわけ産業振興を進めていく上で私どもが大前提としなければならない点であるかなというふうに思っております。

また、先ほど価値という言葉について言及がございました。この価値というのは、一人一人の考えや、あるいは発想に基づくものでありまして、大きく定義をすることは難しいのではないかなというふうに感じております。しかしながら、ある1つの価値について住民一人一人が見出していくということの前提となるのは、例えばこれまでやってこなかったことをやってみる、庭の軒先にきれいな花を植えてこなかったけれども植えてみるとか、そうした小さな小さなチャレンジの積み重ねによりまして恐らく価値観というものは変わってくるのではないかなというふうに考えておりますので、私、みんなの知恵と技術が響き合い、新しい価値を生み出し続けることができる町というふうに言っておりますのは、住民一人一人のチャレンジに根差したものであるというふうにご理解いただければなというふうに思います。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） 価値観については、おっしゃるように一人一人違う。しかし、町がその価値観を評価する場合、高い評価する場合、これは住民が幸せと感ずることが高い評価、高い価値なんです。ぜひとも、町民がここに住んで幸せだ、子供を産もう、子育てをしよう、教育をしよう、そしていい町を次の世代に譲っていかうという、そうした高い価値観こそが行政の中心であってほしいと思う。

いみじくも先日の本会議で、教育長が与謝野流の教育、ここでも与謝野流という言葉ができました。こうした政策を進めていく中では、やはり住民の一人一人が高い教養で、そして姿勢を持って、そしていろんなことを判断していくということが一番大事。究極は教育にもあるわけです。

また教育の問題については今後の討議に進めたいと思いますが、来年からは教育委員会も国では変わっていくように言われております。町長がトップになった委員会ができてくると。その点について思いがあればお聞きしたい。

議 長（今田博文） 江原議員、教育委員会のことは通告書にもございませんし、少し控えていただけたらなと、そういうふうに思います。

6 番（江原英樹） はい、わかりました。これは、先ほど申しましたように、教育ということがいかに大事かと。いわゆる地域の産業、地域のものづくりに対して、人材の育成がいかに大事かという中での質問でございます。次の機会にしたいと思います。

さて、まちづくりの根幹に当たる官と民との協働の作業を町長と共有することができました。そうした中で、既に町長は機構の改革を訴え、あるいは産業振興会議を立ち上げられ、少しずつその芽が出てきているかなと。多分12月の議会には、少しずつは頭出しができるんじゃないかなというふうに思いますが、その中でチャレンジという言葉が、これは各課にあなたの思いをそのチャレンジ精神でもってしっかりと政策づける。これは一日でも早く、ただただ今までの例えば補助金制度の継続だとか、あるいは会議において決定していきたくいだとかというのではなく、これはあなたの思いでできることだと。あなたの思いで予算づけはできる。補正でもできる。例えば、商工観光課に対して新しいものづくりを考えていく。そして町民が考える機会、資金、そうしたものをしっかりと予算づける、これが一つのチャレンジ。ぜひそういった点で若い町長に対する期待は大きい。ぜひそのチャレンジ精神を大事に行政を進めていただきたいと思います。

与謝野町流のまちづくりは、再々言うように、町民の発想によるという。あくまでも行政はサポートする。そういった根幹だけはしっかりと認識していただきたい、そういうふうに思います。何かコメントがあったらお願いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど江原議員がご紹介をいただきましたように、住民一人一人の発想がこのまちづくりの根幹にあるというのはそのとおりだろうというふうに思っております。一方で私たち行政のほうも発想をしていく、あるいはチャレンジをしていく、そうしたことが必要な局面が多々あるのではないかなというふうに感じているところでございます。

そうした意味合いから、先日お伝えをいたしましたように、平成27年の当初予算編成においては、予算編成方針を提案する前に私と各課が施策協議を行いながら、その発想、そして施策協議を進めていきたいというふうに考えておりますので、こうした点で私ども行政を預かる人間が積極的に発信をしていく、発想をしていく、そうした姿勢も今この時代には必要であろうなというふうに思っておりますので、そうしたことを私自身、また各課長、職員それぞれが肝に銘じながら職務に携わっていきたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 江原議員。

6 番（江原英樹） それでは、最後に与謝野町のブランド、これは町長がトップセールスをする上でも、あるいは各国内へ販売する場合にでも自信を持って与謝野町の素材をしっかりと植えたものづくりに励んでいく。今はやりのB級グルメ、ゆるキャラだとか、そうしたお笑いの政策ではなしに、しっかりと与謝野町のブランドをつくっていただくと。そうした点で政策を展開していただきたい。

与謝野町のまちづくりは観光の人たちがするのではない。与謝野町町民みずからがまちづくりをしていく。例えばひまわり。よく、何人来ました、ことしは何人来ました。ただ来ただけ。一銭の金にもならない。そうした政策にも大きな見直しが要ると、そういうふうに思います。ぜひ、与謝野町らしいブランドづくりに政策の力を注いでいただきたい。

私も、業者会の中にあって、いろいろなものづくりに励んでいる。皆、一生懸命。しかし、いろいろな弊害がある。福祉でしたのと同じように、経済政策もきめ細かな指導、サポートをお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（今田博文） これで、江原英樹議員の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時10分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、9番、宮崎有平議員の一般質問を許します。

宮崎議員。

9番（宮崎有平） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、機構改革について3点お尋ねいたします。

今回、9月1日に機構改革の修正案等が全員協議会において説明されました。一般通告書はその前に提出しておりますので、説明を受けた内容と重複する部分がありますが、ご了承をお願いしたいと思います。

まず、1点目に岩滝地域振興課、野田川地域振興課、加悦地域振興課が廃止されますが、その業務はどこに引き継がれるのかお尋ねいたします。

2点目に、新設されるCATVセンターについてお聞きいたします。

年々、放送内容は向上していると思います。また、職員みずから番組に出演し、行政からのお知らせをおもしろおかしく熱演し、わかりやすく伝えようとされている点に職員皆さんの努力が感じられ、大変よくやっただいていて感じております。また、評価もしております。しかし、NHKや他の民放放送とは設備、技術、制作費用等が全く違いますので当然比較はできないのでありますが、テレビを見ておりますと、どうしても比べてしまいます。しかし、与謝野町独自の内容であっても、今のままでなく、これからまだまだ充実した内容に伸ばしていけるのではないかと考えておりますが、新設されるCATVセンターはどのように改革されようとしておられるのかお聞きいたします。

3点目に、安心・安全課が新設されますが、どのような業務内容になるのか。また、その中で消防の防災体制が見直されると聞きますが、町民の安心と安全を守る大変重要な消防体制でありますので、どのように変えられるのかお聞きいたします。

次に、自然災害の防災体制についてお尋ねいたします。

この数年前から、全国各地で想定外の自然災害が発生しております。先月の8月16、17日には、福知山市において総雨量が357.5ミリ、時間最大雨量62.0ミリの想定外の大雨が発生し、床上・床下浸水による水害が発生しております。また、8月20日には広島県で1時間に100ミリを超える猛烈な豪雨が降り、広範囲にわたって土石流などが発生して、命にかかわ

るときに発動される特別警報も間に合わないほどの集中豪雨が発生し、大変な被害が出て72名の方が亡くなられておられます。

与謝野町は、今のところ幸いなことにそのようなことに至っておりませんが、全国で想定外の災害が起きていることを考えますと、与謝野町においてもほかのところで起きている想定外の現状を視野に入れて、町民が素早く避難できる対策を立てるべきだと思います。我が町の防災体制は、町民が安心できる体制に整っているのか、町長にお尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、宮崎議員のご質問の1番目、機構改革についての1番目、廃止する課とその業務はどこに引き継がれるのかについてお答えをいたします。

機構改革については、まず昨年12月議会で太田前町長が小林前議員の一般質問で答弁をされています内容から修正しておりますので、その中身について若干ご説明を申し上げたいというふうに思います。

先日の議会全員協議会でご説明を申し上げましたが、今回の機構改革のポイントは3つでございます。

1つ目には、野田川庁舎本館を閉鎖したいと考えており、これに伴い住民環境課は野田川庁舎北庁舎へ、税務課は加悦庁舎へ移動したいと考えています。昨年12月にお示しをいたしました案では、住民環境課を加悦庁舎に、税務課を本庁舎に移動することといたしておりましたが、野田川地域区長会から、野田川庁舎の職員が22名減少することとなり、災害時の職員体制に不安があるというなどのご要望をいただき、内部での機構改革原案の再検討を行った結果、住民環境課は野田川庁舎へ残すこととして北庁舎へ、また税務課は住民サービスの上で福祉課、保健課の事務と密接にかかわることから加悦庁舎へ移動するとして修正案となりました。

2つ目のポイントは、合併以来、各庁舎に地域振興課を設置してまいりましたが、これを廃止していきたいと考えております。この部分は前回お示しをいたしました案と変更はございません。地域振興課は、合併以来、分庁舎制をとり、その庁舎にない部署の業務を補完するとともに、住民窓口としての機能を果たしていくよう設置をしておりましたが、合併以来約50人も職員を削減しており、今回その業務を整理いたします。なお、引き続き住民窓口機能を継承する部署として、住民環境課付の住民係を各庁舎に設置をしておきたいと考えております。

最後の3つ目は、3つの部署を新設したいと考えております。1つ目は、東日本大震災や近年の集中豪雨などに対応し、安心・安全なまちづくりをさらに推進をしていくため、消防・防災、防犯、交通安全に関する業務を総務課から独立をさせた安心・安全課を本庁舎に、2つ目は、私の思いとして、与謝野町の将来を担う子供たちの育成や子育て世代を強力にバックアップできる体制を整えるべく、福祉課、保健課、教育委員会が持つ子育てに関する業務を集約させ、現在、仮称ではございますが、子育て支援課を加悦庁舎に、3つ目は、情報発信の強化を考え、現在、加悦地域振興課が担当しておりますCATV業務を独立させたCATVセンターを加悦庁舎に設置をしたいと考えております。

以上、申し上げましたとおり、野田川庁舎本館の閉鎖、各地域振興課の廃止及び3つの部署の

新設の3つを基本として考えており、既に各地域の区長会に出向き機構改革修正案についてご説明をさせていただき、おおむね了承をいただいたところでございます。

この機構改革に伴い各地域振興課が廃止になることで、基本的には地域振興課の業務はそれぞれの原課に戻すことといたしており、先ほど申し上げましたとおり、地域振興課が担ってきた総合窓口については住民環境課の各庁舎住民係が引き継ぎ、諸証明の発行、会計業務、各種申請書類などの取り次ぎ等は引き続き各庁舎で行うことと調整しております。

なお、今後の機構改革のスケジュールについては、9月議会以降、組織条例の改正や庁舎のレイアウトの決定の後、電源設備、電話回線などの整備、庁舎の改修工事などの実施に向け調整をいたしていくこととなります。役場業務を行いながらの工事になるなど、かなりの時間が必要になるというふうに見込んでおりますが、平成27年度中にはこの機構改革を実施していきたいと考えております。機構改革に伴う課の名称変更、事務の移管などについての細部につきましては、今後、関係課の職員で構成しております機構改革検討部会やまちづくり本部会で並行して協議を行いたいと考えておりますので、ご理解のほどいただきたいと思います。

次に、2点目のご質問でありますCATVセンターが新設されるが、放送内容は今までより充実をするのかについてお答えをいたします。

今回の機構改革では、CATV組織を独立させることにより責任の所在を明らかにするとともに、より迅速な指示や対応を可能とし、組織の強化と情報発信力の強化につなげていきたいと考えております。

したがって、番組本数や放送時間の大幅な増加については今後の人員態勢によりますのですぐにはまいりませんが、この機構改革を期に、さらに各課の連携や関係機関、地域との協働や情報収集力を強化させ、視聴者の求める番組内容の充実につなげてまいりたいというふうと考えております。

次に、3点目の安心・安全課の業務内容及び機構改革に伴う消防・防災体制の見直しについてお答えをいたします。

まず、新設をいたします安心・安全課の業務内容ですが、現在、総務課が所管をしています消防・防災、防犯対策、交通安全に関する業務、いわゆる町の安心・安全に係る業務全般を安心・安全課に移行することを考えています。これは、危機管理、防災対策部門の強化を図ることを目的とするものでございます。

今回の機構改革では、地域振興課を廃止することといたしております。現在、加悦及び野田川の地域振興課では、それぞれの地域の防災、消防団、防犯、交通安全の業務を所管しておりますが、これらの業務につきましては安心・安全課にて一括して所管をしていきたいというふうと考えております。

次に、消防・防災体制の見直しについてですが、現在の体制は本部と各地域支部3つによる組織構成といたしております。本部事務局は総務課が所管をし、支部に関しましては各庁舎の地域振興課がそれぞれの旧町ごとの地域の災害対策を所管しております。将来的に本町の消防・防災体制がどうあるべきかということも視野に入れながら、現在、各区長様をはじめ、地域防災のかなめである消防団との協議を重ねているところでございます。

まず、今回の機構改革では、災害対策の体制としましては現行の組織形態、いわゆる本部、

3つの支部の形を継承する方向で協議を進めているところでございます。地域振興課を廃止することにかかわる各支部の体制につきましては、機構改革後の各庁舎のいずれかの課が所管をする形で支部体制の構築を図っていきたいというふうに考えております。

また、火災発生時の出動態勢でございますが、現在では火災発生時の消防団の出動区分は各分団が位置をする旧町エリア全てと隣接する地区への出動としており、また、平日日中の火災発生時には各庁舎の町職員である消防団が各庁舎に一番近い詰所に駆けつけ、その分団とともに出動することといたしております。

野田川庁舎の部署に配属をされている町職員である消防団員が少ないことから、今回の機構改革にあわせて、平日の火災の出動範囲の見直しについて、現在、消防団本部と協議を進めているところでございます。

次に、ご質問の2番目、自然災害の防災体制についてお答えをいたします。

本年も、全国各地で豪雨によります災害が発生をしております。8月の上旬には台風11号、12号が相次いで日本列島に接近または上陸をし、四国地方を中心に全国各地に大きな被害をもたらしております。また、8月16日から17日には記録的な大雨により京都府内の各地で被害が発生をし、特に福知山市では大規模な浸水被害が発生をいたしました。また8月20日には広島市で大規模な土砂災害が発生をし、多くのとうとい命が奪われております。心よりご冥福をお祈りいたしたいというふうに思います。

本町の防災体制は町民が安心できる体制がとれているのかについてお答えをいたします。

まず、これまで取り組んできました防災体制の強化でございますが、合併後にデジタル防災行政無線の整備に着手をし、平成24年度には全地域の整備が完了し、Jアラート、いわゆる全国瞬時警報システムの導入も完了いたしております。また、平成25年5月には本町地域防災計画の見直しを行い、東日本大震災を踏まえた新たな防災対策に関する知見を盛り込んだ計画に改訂を行っております。

また、土砂災害警戒区域の指定が町内の全ての地域で完了したことから、洪水・土砂災害ハザードマップを全面改訂し、本年の5月から7月にかけて全戸配付をいたしております。これまでも地震防災マップや防災のしおりなどの防災情報を町民の皆様にお配りをしており、また毎年、地域の協力を得ながら防災訓練を実施しております。

このような中、先月の8月9日から10日にかけて台風の11号が本州に上陸をし、近畿地方を横断いたしました。大雨警報発表時の9日、朝5時24分に災害警戒本部1号配備を設置し、警戒に当たりました。この台風11号は本地域を直撃することが予測をされましたので、各区に協力を依頼し、雨風が強くなる前の明るい段階からの自主避難を呼びかけるため、午後4時に各地区の公民館などの避難所の開設をお願いいたしました。幸いに今回の台風11号では、本町には人的・住居の被害はございませんでした。

毎年、風水害により全国各地で大きな災害が発生をしている中、雨風が強くなる前、明るいうちから早目の避難が重要とされており、市町村は空振りを恐れず早目の避難勧告などの避難情報を発令することが求められております。今回の台風11号での対応の検証や広島市の大規模な土砂災害の教訓を踏まえ、早目早目の対応、具体的には、台風の進路に当たるなど本町に重大な災害が発生すると見込まれる場合には、早目の避難情報の発令を見込んで、早い段階から災害警戒

本部の配備の増強、明るいうちからの避難所の開設を行い、さらなる対策強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、やはり一番大切なことは、災害から生命と財産を守るためには町民の一人一人が日ごろから避難する場所はどこなのか、地震や津波が来たらどうするのかなど災害への関心、防災意識を高めていくことが最も大切であるというふうに考えておりますので、今後ともその啓発に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上で、宮崎議員への答弁とさせていただきます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 大変きめ細かく答弁いただきましてありがとうございました。また同じような質問するかもわかりませんが、ご了承していただきたいと思います。

では、最初に地域振興課が廃止されるということで、地域振興課は非常に町民にとって便利な課であったなというふうに私は思っております。それがなくなるということは、大変住民にとっても不安があるんだろうなと。今の説明では、住民環境課、また加悦、岩滝には住民係を置かれるということで、そちらのほうで引き継がれると、業務を、というふうに理解しましたけども、それは住民へのサービスは考えている認識でよろしいでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員からご指摘のありました地域振興課の廃止に伴う住民サービスの低下というものはできる限り抑えていかなければならないというふうに考えております。新体制に移行した後、住民環境課付の住民係ということを設置いたしておりますが、こうした取り組みの中でできる限りの住民サービスの低下を防いでいきたいなというふうに思っております。その方策につきましては現在も協議を進めているところであるというふうに認識をしておりますので、ご理解のほどをいただければというふうに思います。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） せいぜいできる限り住民のサービスが変わらないようにしていただきたいなという思いでございます。

次の質問に移ります。CATVセンターのインターネットの速度が遅いという問題がありました。それはこの8月で解決したというような、工事をするというような話があったんですが、これについては改善できたんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議員がご指摘をされましたインターネットの回線の速度の問題につきましては、この議場、あるいは町政懇談会の場所においても多く質問をいただきました。そうしたことも踏まえながら、8月25日に回線の拡幅工事を行いまして、ある程度のスピードの解消はなされたものであるというふうに私自身は認識をしておりますが、より詳細につきましては担当課のほうから説明をさせます。

議 長（今田博文） 森岡加悦地域振興課長。

加悦地域振興課長（森岡克成） 私のほうから、そしたら詳細を簡単に説明させていただきたいと思いません。

先ほど町長からありましたように、8月25日の午前0時から午前6時までの間に専用線を

400メガヘルツから600メガヘルツまで1.5倍に増加をさせました。その結果、開線直後からスピードは改善をされまして、これまでいろんな意見とかクレームですとか、カスタマーセンターのほうにいろいろと速度の関係で苦情がありましたけども、それ以後は全くなくなりました。

また、トラフィックといいますか、回線の込みぐあいを調査いたしましても、これまでの最大ピーク413メガbpsということで、600のうちの413ということで、かなり余裕がある回線の利用率であるということで、一定今のところは順調にスピードが出ているものと思っております。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） このインターネットの速度が遅いというのは、大変多くの住民から指摘をされております。それが改善されたということの今説明を受けました。そうであるということ私を私は認識をさせていただきました。

このCATVセンターというものは、今後どのようにされようとしているのか。というのは、このCATVセンターを独立させるようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 今現在、加悦地域振興課が担っておりますCATV業務をCATVセンターのほうに移管をしていくという意味合いにおいては、独立をさせるという表現も当たるとはならないかなというふうに思っております。この機構改革に伴いまして、CATVセンターの情報の発信力の多様化に向けて努力をしていきたいというふうに考えているところでございます。

また、現在、昨日の家城議員からの質問もありましたように、住民の皆様方の中には、この有線テレビの番組の内容の充実を求める声が非常に多いという中で、私どもも試行錯誤しながら番組の作成をしていきたいなというところでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 私が思うのは、CATVセンターを独立させるというのは、民間の力をもっと入れてやったらどうかというような話なんですけど、そういうことにしたほうが、番組等、いろんなことが発展されるのかなというような感じでおるんですけど、その点についてはどうでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そうしたCATVセンターを民間に委託していくという議論についてはこれから起こしていかなければならないというふうに思っております。

私が聞いております範囲の中では、例えばCATVセンターとどっかの放送局が連携をするであったり、そうした連携も可能ではあるのではないかなというような提案もあるというふうにも聞いておりますので、これからの議論であろうかなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） わかりました。そういったことも可能性があるというふうな答弁だったと思います。

次に、安心・安全課について質問させていただきます。

安心・安全課は、消防・防災、防犯、交通安全の業務をされるというふうに先ほど聞かせていただきました。そのうちの消防・防災についてお聞きしたいと思います。

今まで消防団の出動区分を旧町の岩滝、野田川、加悦という形で、3つの地域から今度は北部地域と南部地域というような2つの地域に分けられるというふうに聞いとるんですけども、この2つに分けられた理由というのはどういうものでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいまご質問をいただきました北部と南部に分けるとということにつきましては、現在、私たちのほうでは検討をしておりません。将来的にはそうしたこともあるのではないかなというぐらいでございまして、まだ具体的にそうした方向性を踏み出すということは実質行ってないというところが現状であります。

そうした消防体制につきましては、これからといいますか、引き続き消防団本部との協議の中で決めていくことになるだろうというふうに思います。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今のところまだ考えていない。しかしながら、修正案の中には北部、南部というようなことが、書きようがしてありまして、北部地域は岩滝と、それから野田川のほうでは下山田、石川、上山田という10区が北部地域、南部地域は加悦と、その残りの野田川地域14区が書いてあるんですが、これはどういうふうに理解したらいいんでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 恐らく区長会の資料であろうかなというふうに思いますが、その資料が提出される背景、経過などにつきましては担当課のほうから説明させます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 私のほうからお答えさせていただきます。

今回の機構改革に伴いまして、各地域区長会にもご説明、それからご意見をいただくために出向いております。そういう中で、特に地域区長会におかれましては、地域の消防・防災体制がどうなるのかということが非常に思いの強いところございまして、中でもその庁舎が機構改革によって変わるということに伴ってどうあるべきかということを示してほしいというようなご意見も中にはあるわけでございます。しかしながら、当面は、先ほども町長が申し上げましたように3つの支部、加悦、岩滝、野田川、3つに支部を置いて対応をしていくということは変わらずに行っていきたいという思いでございます。

今、宮崎議員おっしゃいます北部地域、南部地域、この考え方につきましてはステップ2として、将来の課題として1つの選択肢の案として地域区長会には投げかけをさせていただきまして、こういった考え方もあるのではないかとございまして、あくまで将来的な、十分合意形成を図った上でのことだという認識をいたしております。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今後の課題ということのようでございました。

人口減に伴いまして、これからの消防団は、今でも大変なんですけど、団員の確保等が大変難しい状況がより一層考えられると思うんですけども、今後のそういったことも踏まえて町民の安心・安全のための消防体制は今後どのようにされようとしておるのかお伺いします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま宮崎議員がおっしゃいましたように、消防団における人員の確保という

ものは現在も非常に厳しい状況でございます。また、人口減が進む中で消防団として活動できる人数も少なくなっていくということは、これからの人口推計を見る中でも明白な事実であるという認識を持っております。

そうした中で、消防団が地域の皆様方、住民お一人お一人の命と財産を守っていくためには、人員の確保については喫緊の課題であるという認識をしているところではございますが、この人員の確保というのは消防団の各本部、また各分団とともに勉強をしながら進めていくということしかないのかなというふうに思っておりますので、このあたりについてもそれぞれの分団における協力をますますお願いしていかなければならないというふうに思っております。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 大変消防団の団員が減ってくるということは、もう大変町民にとっては不安なことになってくるだろうと思っておりますが、何年か前に消防支援隊というものが付設されたと思うんですけども、それは今どのような活動をされておられますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 支援隊の活動内容、また現状につきましては担当課のほうから説明をさせます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

支援隊につきましては、岩滝で設置をしていただいているということでございます。いわゆる消防団が不足しがちなところをOBの方々にご支援いただくということで、それぞれのOBの支援隊の皆様方からご意見を頂戴したり、それから訓練をしていただいたりということで、有事の際にもいろいろとご協力をいただく組織として、ただいまのところはそれだけの範囲ですけれども、今後できる限り広げていくような考え方は持っているということでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 今後、団員が不足してくるとなると、やはりこういったOBの方をお願いして消防体制を整えていかなきゃいかなのかなというふうな思いでおりますけども、それも今、岩滝に、どこの分団がありましたかね、岩滝の。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私が所属をしておりました岩滝の第1分団にも2名の方が支援隊員としてお世話になっておりました。

現在の数につきましては、総務課長のほうからお答えをさせていただきたいと思っております。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

現在の支援隊につきましては、岩滝第1分団に3名、岩滝第4分団に3名というふうになってございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） わかりました。今後はどういう体制になるのかわかりませんが、こういったことももっと必要になってくるのかなというふうな思いでございます。

次の質問をしたいと思います。先ほど機構改革の説明をいただきまして、その中で町長の肝いりの子育て支援課というものは福祉課、教育委員会、保健課にまたがった内容となっておりますとい

うふうに聞いておりますけども、具体的にはどのような業務内容なのかちょっと教えていただきたい。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 新しく新設をいたします子供・子育て支援に特化した課のあり方については、現在、先ほど議員がご指摘をいただきました3つの課の連携の中で協議を進めているというところでございます。まだ具体的な形については今後お示ししていくことになるだろうというふうに思います。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） わかりました。この子育て支援課が町の機構改革の目玉になっていかれることを私は望んでおりますので、どうかいい、すばらしい課をつくっていただきますようお願いをいたします。

それから、次に自然災害についてお聞きいたします。洪水・土砂災害ハザードマップが全戸に配付されております。与謝野町に、その中に書いてありますけども、特別警戒区域と警戒区域等が示されておりますけども、これは全部で与謝野町は何カ所あるのか教えてください。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 計画の詳細につきましては総務課長のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

与謝野町の指定状況といたしましては、全部で485カ所ということになってございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） わかりました。485カ所あるということですね。

そういった箇所に住んでおられる住民の皆さんは、いざというときのその方々の対処方法等は説明をされておるのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま議論の中心になっております防災の計画につきましての住民に対する説明、あるいは浸透度につきましてのご質問であるというふうに思っておりますが、詳細につきましては引き続き総務課長のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

ただいまのご質問は、地域区長会でも同様のご質問をいただいております。私も思っておりますのは、ハザードマップ、北部版、南部版に分けて、各戸配付で完了をしております。ただし、作成をして配付をさせていただいたところまでがまだ精いっぱい状況でございます。それを活用した周知をしていく作業についてはこれからというふうに思っております。

このハザードマップにつきましてはできるだけわかりやすいものということで、北部を岩滝地域と野田川地域、南部を加悦地域、大きく分けて、その裏側には各小学校区ごとの拡大版を載せさせていただいております。そのことによって、ほぼ自分のおうちが黄色に位置するのか、赤いところに位置するのか、色のないところに位置するのか、それはほぼおわかりいただけるだろうとは思いますが、それらがもう少し明確になるように作業を進めまして、それをもと

に各地域にそれをお示しして、それぞれのおうちごとの有事の際の避難をどうしていくのか、そういったところをこれから周知徹底させていただくべき作業に入っていきたいというふうに考えているところでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） はい、わかりました。

あのハザードマップは、配付されて、それはもう自分の我が家がどういう状態にあるのかということがわかるということで非常によかったとは思いますが、その後、その先の、じゃあどこへ避難したらいいのか、どういう方向で行ったら安全なのか。例えば津波に関してそうですし、土砂災害、洪水、こういったときにはどうすればいいのかという、やっぱりそこまでお示しをしていかないとやはり親切じゃないんじゃないかなというふうに思いますので、今後それも検討するというお話でしたので、ぜひとも早急にさせていただきますようお願いいたします。

それから、次の質問をさせていただきますけども、石川の堂谷地域でよく国道が冠水しておりますよね。雨が降ると、台風が来たりすると冠水しております。この議会でもよく言われておるんですけども、あの一帯の野田川の川底に砂がたまっておるんじゃないかというようなことを言われた方もおられます。それが原因であの辺に水がついたりするんじゃないかなというふうな私も疑問を持っておるんですけども、川の浚渫というのは定期的に行われているのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 川の浚渫につきましては、大雨が降った後、あるいは台風が到来した後にやっているところは私自身も認識をしているところでございます。

詳細につきましては建設課長のほうに答弁をさせます。

議 長（今田博文） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 野田川の浚渫のお話が出ましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

この場でも申し上げましたように、今、野田川というのは二級河川でございます、京都府が管理をしている河川でございます。したがって、京都府では通水断面の1割が阻害をされると浚渫をするということになっております。したがって、今の堂谷の部分につきましても、二、三年前だったというふうに記憶をしておりますけれども、浚渫を行っていただいております。

ただ、今ご指摘をいただきました堂谷の部分につきましては、この野田川の、やはりどうしても中流工区の部分につきましては勾配も緩い。そうなりますと、上流側で大雨が降りますと、当然水位は上がってくるというふうなことでございまして、その部分が、今の樋門の部分がのまない、いわゆる内水反乱を起こすということでああいうふうな冠水が起こるというふうな事態が発生しているということでございます。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） まあまあ理解をしたような気がいたしております。

最後に質問させていただきますけども、この前、新聞に載っておりました。津波の件が新聞に載っておまして、8月27日の新聞に日本海における大規模地震に関する調査検討会の報告書というものが載っておまして、その報告書では、津波浸水想定というものが、伊根町では7.2メートル、舞鶴市と京丹後市では6.1メートル、宮津市で2.8メートル、そして与謝

野町では0.5メートルということになっておりました。そして、また津波の到達までの時間が、京丹後市で4分、舞鶴市、伊根町が10分、宮津市が14分、与謝野町が100分ということになっております。

こういったデータを町のほうではどのように分析されておりますか。お聞きします。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 7月の末に報道があったその関係につきましては、私ども、そのデータ自体の信憑性、事実性、そうしたものについてはまだまだ検討の余地があるであろうというふうに感じているところでございます。その発表された機関に対し、私どもとしてはどのような経過でそうなったのかということは問い合わせをしていませんけれども、恐らく何らかの形でまた説明があったりするのではないかなと、そういう報道があるのではないかなというふうに思いますので、そうした点について注視をしていきたいというふうに思っております。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） 新聞にも、あと一、二カ月後にまた詳しいものを出すというようなことは書いてありましたんで、それ以後にならないとわからないのかなというふうな認識はいたしております。ただ、与謝野町は0.5メートルというのがどういうことなのかということをおも知りたくて、思うんですけども、津波が来ないのはありがたいという話でありますけども、これはどのように思われますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 平たく言えば、天橋立に守られているということであろうというふうに思います。その0.5メートル、また100分という数値の詳細な分析というのは私たちのほうでしているということではございませんので、ご了承いただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 宮崎議員。

9 番（宮崎有平） はい、わかりました。

それでは、これで私の質問を終わります。

議 長（今田博文） これで、宮崎有平議員の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。午後1時30分に再開します。

（休憩 午前11時59分）

（再開 午後1時30分）

議 長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、8番、藤田史郎議員の一般質問を許します。

藤田議員。

8 番（藤田史郎） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会での一般質問を行います。

その前に、6月定例会でも述べました住民に見える、聞こえる、感じる行政へ、そして提案型の質問等を私の議員信条としております。その意を酌み取っていただきまして、地元住民の皆様にはわかりやすく前向きのご答弁をいただきますようよろしくお願いいたします。

一般質問通告書に従い、防災対策・危機管理について町長へ、新教育長としての抱負と諸課題について教育長に質問させていただきます。

最初に、防災対策・危機管理について質問をいたします。震災、地震等、津波、いろいろ数あ

る防災の総合的対策の中で、特に豪雨災害について今回はお聞きします。

1つ、ことしの夏、特に8月ですけども、確立30年に1度ある異常気象と発表され、今後もいつどこで起きてもおかしくないという豪雨災害が全国各地で頻繁に発生しております。広島市、そして隣接する福知山にも大きな被害が発生いたしました。当地域にも大雨、洪水、土砂災害の注意報、警報が多く発令されている現状であります。これから台風シーズンも迎える時期であります。その中で、住民の安心・安全なまちづくりとして行政はどのように防災に取り組んでいられるのかお聞かせください。

2つ目、想定外、局地的な豪雨による災害が起こり得ることと考え、過去の教訓も踏まえ、いま一度、詳細に見直す必要があると私は感じております。特に水害による防災は情報を先取りし、手を打てば被害は最小限に抑えることができると思います。その認識と今後の対応についてお聞きします。

3つ目、豪雨による防災、氾濫、増水、浸水、土砂災害等、これらに対する町民への情報提供と避難行動できる対策をより細かにしていただく必要があると思います。その中で早急にすべき次の3つの提案について述べてみます。

1つ、自治区と住民間での伝達系の方法とその確認はどうするのか。

2つ、住む周辺での見える身近なハザードマップの作成。

3つ目、与謝野町独自での作成をする事前災害予想での、言葉はいろいろとありますけども、タイムラインとか情報伝達タイムチャート等の作成を言っております。私の前に、宮崎議員より自然災害の防災対策について少し質問があり、お答えいただきましたけど、もう少しより詳細にお答えいただければと思います。

続きまして、昨日、渡邊議員からも教育に関する質問が少しありましたが、改めまして教育関係についてお伺いいたします。

次に、新教育長としてのこれからの教育行政への抱負と諸課題についてお聞きをいたします。

教育行政は、子供から大人まで、ソフトからハード面と幅広い分野でのかかわりではあると思いますが、新教育長としての抱負をまずお聞かせ願いたいと思います。

また、現状での最重要課題は何でしょうか。次の4つの事柄についてお尋ねをいたします。

1つ、ことしから解禁された全国学力テストの学校別成績結果から、当町、与謝野町の評価はどのようになっているのか。

2つ目、いじめなど教育現場での現状は何も問題はないのか、その分析をお答えいただきたいと思います。もし子供から危ないサインや問題行動、そして教師、子供たちからの話をどのように受けとめ、教育現場でのサポートはどのようにされているのか。

3つ目、与謝野町でのスクールソーシャルワーカー、あるいはスクールカウンセラー等いろいろと言葉はありますけども、そのような体制はできているのかどうかをお聞きします。

4つ目、当町での小中学校の携帯電話、あるいは目の弱い方、弱視力の方、それから食物アレルギーをお持ちの子供たち等の調査データの認識を共有し、健康と健全化に向けての対策を講じられていられるのかの4点をお伺いしたいと思います。

これで、第1回目の質問とさせていただきます。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、藤田議員のご質問の1番目、防災対策・危機管理についてお答えをいたします。

まず、1点目の全国各地で頻繁に発生をする豪雨災害については、与謝野町では大きな災害の発生はないものの、頻繁に大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報などの発表がされている現状は議員ご指摘のとおりでございます。

そのような中での、住民の安心・安全なまちづくりとしてどのように取り組んでいるのかというご質問でございますが、先ほどの宮崎議員の答弁でも申し上げましたように、与謝野町では平成26年5月から7月にかけて最新版洪水・土砂災害ハザードマップの全地域への配付を完了いたしております。このハザードマップには、京都府が調査・指定をした野田川河川の浸水想定区域図に加え、同じく京都府が調査・指定を進め、ことし3月に町内全域に対しその調査・指定が完了した土砂災害防止法の規定に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を明示し、住民の皆様がお住まいの地域の土砂災害の危険性をお示するとともに、避難情報の伝達ルート、とるべき行動、避難の心得など身を守るために重要な情報をお示しさせていただいております。これを有効に活用していただけるような取り組みが今後の課題になろうかと思っております。

次に、2点目の防災対策・危機管理について想定外の豪雨による災害の可能性について、過去の教訓を踏まえ、その見直す必要性の認識についてご質問でございますが、過去をさかのぼりますと、当町でも平成16年の台風23号豪雨による被害、また近年では全国初の大雨特別警報が発令をされた昨年9月の台風18号豪雨、またことしに入っては先月の8月豪雨を受けての隣接市であります福知山市の浸水被害などを鑑みてみますと、想定外の豪雨による被害がいつ当町で発生しても不思議ではない状況であると感じております。

ご質問の防災対策の見直し、危機管理の見直しという点については、まず住民の皆様方の生命をお守りするための避難に関して、これまで以上に早目の安全な避難ができる受け入れ体制を速やかに敷き、正確な避難情報を出すことの重要性を強く感じておりました。それには気象庁などが発表します気象情報や実際の雨量の情報、河川水位の情報などを的確に判断し、町職員と地域が協力した迅速な避難所開設と避難情報の発表、また安全な避難の確保が求められていると認識しております。避難所開設と避難情報の発表については空振りをおそれないという気持ちを持ちながら、早目の対応を強化してまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の豪雨による防災に対する住民への情報提供と避難行動をとるための藤田議員からの3つのご提案についてお答えをいたします。

まず、1つ目の自治区と住民間での伝達系の方法と確認でございますが、町が発表する避難情報につきましては、防災行政無線、FM告知放送、緊急エリアメールなどの媒体を使い伝達することといたしております。この情報を、町はもちろん、自治区、住民の皆様とも共有をさせていただきたいと考えております。

2つ目の、住む周辺での見える身近なハザードマップにつきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたとおり、ハザードマップの最新のものをお示ししております。特に、今回リニューアルのハザードマップは地域版として9種類を作成しており、小学校区ごとになっていますので、地域の防災マップとしてはより身近なものになっているものと考えておりますが、今後、より精

度を高めた身近なものになるよう検討してまいりたいと考えております。

3つ目の、事前災害予想でのタイムライン・情報伝達タイムチャートについてのお尋ねでございます。タイムライン、いわゆる事前防災行動計画については、2012年のアメリカのニュージャージー州に発生をいたしましたハリケーン・サンディに対し、同州がタイムラインを導入することで減災につなげたものとして有名でございますが、このとき同州では、リスク評価に基づいて危機管理対応の行動計画を「いつ」、「誰が」、「何を」という3要素を地域の防災機関とその細部にわたって事前に取り決め、実際にはサンディ上陸の36時間前に避難勧告を発表し、沿岸地区では2メートル以上の高潮で4,000世帯が全半壊状態となったにもかかわらず、早目の避難で1人の犠牲者も出さずに済んでおります。防災・減災を実現する上で、このタイムラインは非常に意義深いものと考えます。

巨大台風の直撃が想定をされる場合は、発災までの時間から逆算した対応を、いつの時点で誰が何をすべきか時系列でルール化をし防災関係機関が共有することや情報伝達のタイムチャートとして準備していくことは、災害対応のおくれや漏れを防ぐことができる可能性を持ったものと考えます。しかしながら、当町においてタイムライン、情報伝達のタイムチャートの導入については、まだまだ勉強不足で研究が必要であるとの現状でございます。地域の気象や地形の特性、対象となる災害の規模などを想定し、さまざまな課題を整理しながら研究をしていくべきものであると考えております。

以上で、藤田議員への私からの答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 藤田議員の2番目のご質問、教育長としての抱負と諸課題について、私からお答えさせていただきます。

この7月より教育長を拝命し、垣中前教育長より大きなバトンを受け取ったわけですが、基本的には、前教育長なり教育委員会の方針を継承させていただきたいと考えております。その考えや抱負につきましては、きのうの渡邊議員への答弁でも申し上げさせていただきましたとおりでございますので割愛させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、具体的な施策等についてお尋ねでございますのでお答えいたします。

まずは、ご質問の1点目、全国学力・学習状況調査についてですが、学校別成績公表は条件をつけて公表することができるようになりました。しかしながら、教育委員会といたしましては数値のみがひとり歩きし、学校の序列化や過度の競争につながる懸念等もあることから公表しないことといたしております。

今年度の成績結果につきましては現在分析中でございますが、平均正答率で比較いたしますと、小学校では、国語の基礎的知識を問うテストにおきましては全国並びに京都府の平均正答率を上回っているものの、国語の知識の活用力を見る問題や算数の基礎的知識及び活用力を見る問題はいずれも全国・京都府を少々下回っております。中学校では、組合立の中学校も含めると、全国・京都府より上回っている学校もあれば、下回っている学校もあるという状況でございます。国語・数学とも基礎的知識及び活用力を見る問題、いずれも全国・京都府より下回る結果となっております。

つきましては、今後さらに結果分析等を行いまして、課題解決に向けた学力向上プログラムの

充実を図るとともに、少人数授業、ティームティーチングなど指導方法の改善工夫を行いまして学力の向上の充実を図ってまいりたいと、このように考えております。

次に、ご質問の2点目、いじめについてでございますが、いじめは人権侵害であり、どの子にも、どの学校にも起こり得るものという認識のもとにいじめの実態把握に努め、早期発見、早期対応に努めているところでございますけれども、とりわけ、実態把握につきましては、いじめ調査を年度内に3回実施しております。しかし、この調査だけで全てのいじめの実態を把握できるというものではありませんので、日ごろより教職員の気づき力、発見力といえますか、教師の力を高めるように指導しているところでございます。

また、各学校にいじめの防止等に関する取り組みが実効的に行えるよう、いじめ防止対策委員会の組織を設置し対応しているところでございます。いじめだけでなく、不登校や心身の発達、学習、心の問題等の悩みや相談についても当町に教育相談室を設置しており、子供たちや保護者等からの相談を受けるサポート体制をとっております。

さらには、子供たちの学力向上に向けて実態を把握し、学級経営、授業を改善していくために、昨日も申し上げましたけれども、Q-U心理アンケートを実施しております。このアンケートは、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケートでありまして、不登校やいじめの防止、温かい人間関係づくりのために活用を期待しております。学校全体でそれぞれの学級の結果分析、具体的な方策を立てて児童生徒の指導に当たっております。

次に、ご質問の3点目、スクールソーシャルワーカーの体制でございますけれども、当町におきましては京都府の事業を活用し、江陽中学校にスクールソーシャルワーカーを1人配置し、週1回、1日6時間お世話になっており、課題のある生徒への支援や、教職員や保護者への指導、助言を行っていただいております。

次に、ご質問の4点目、小中学生の携帯電話の所持、それから弱視力、食物アレルギーなどの調査データの認識を共有し、健康と健全化に向けての対策を講じているかについてですが、まず、携帯所持につきましては、携帯電話・スマートフォンの急速な普及によりまして、子供にとっても大人にとっても日常生活に欠かせないものとなっております。全国的にもネット依存症の中高生が51万人と報道されているところであり、健康面・学習面への危惧、また友人等への誹謗中傷など問題事象も多く発生しております。こうした状況から、携帯電話・スマートフォン対策としまして、町連合PTAが、食事時間、家庭学習時間、また夜10時以降は使わせないといった内容の通知が出されるなど、保護者と連携した対策強化に取り組んでいるところであります。

また、弱視力、食物アレルギー関係につきましては、健康診断や保護者等への連絡を密に行うことによりまして健康促進を図り、事故が起こらないよう対応を進めているところであります。また、町といたしましてもマニュアル化を進めるための食物アレルギー対応検討委員会を設置し、現在、協議を進めているところでございます。

以上で、藤田議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） まず、町長のほうの防災に関して、いろいろと具体的な件についてお聞きしたいと思っております。

先ほど与謝野町の洪水・土砂災害のハザードマップということで、最新版、ことし配付された

と思いますけども、北部版とか南部版ということであります。これを、きょうちょっとその見本ですけど、多分これだと思います。これを見せていただきまして、与謝野町は山、緑に囲まれた大変自然環境のいい場所と一見見た感じは思います。ただ、このハザードマップを見た状態、率直に言うで大変危険のある厳しい箇所。いざというときに、本当にこれは十分安心・安全な町と言えるのかどうか、私個人的ですけども、疑問も感じたのが事実であります。大変色分けしてよくわかるようにはしてありますけども、これを張っていて見たとき、自分のうちが、あっ、このあたりかなというようなことはある程度判断できますけども、もう少し肉づけをすれば、これには農水路が走っているところもあります。結構そこが氾濫するところが、私、加悦区なんですけども、ありますし、これは小さな農水路以外の川もありますけども、それが洪水になったとき、大雨が降ったときは必ず浸水というか、水がつかます。だから、地元の人はある程度はわかっておりますけども、それが日常的によくわかるようなハザードマップを私は何かつくっていただけないかなというつもりで、今回そこに述べさせていただきました。

確かにこれは1つ全体的に見られますし、もっとじっくり見れば自分のとこだとは見られますけども、もう少し、極端な言い方すれば、区単位、自治区単位ぐらいでも結構ですから、これをもう少し小分けというか、区分けいんですかね、小分けしていただいた小さなわかりやすい肉づけしたマップを何とか、お金をかけないでつくっていただければ大変助かるんじゃないかと思えますし、またこれが今後活用、運用されるには、先ほど担当課のほうからありましたけども、いつごろまでに、これから台風シーズンが近づいてまいりますので、いつ、どこで、どんな豪雨があるか。風は別にしまして、特に雨量の関係を私がしておりますので心配をしておりますので、そのあたりちょっともう一度肉づけといいますが、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど答弁をさせていただきましたけれども、より細かなハザードマップ、災害対策を各地域、あるいは各校区ごとに作成をする必要があるのではないかというご提案だったろうと思っております。そのご提案の内容につきましては、後ほど総務課長のほうから詳細を答弁させますけれども、大きな方向性といたしましては、各区、あるいは各校区のご協力がいただけないと、そうした計画を策定し、またその計画どおりに履行するということができないということは皆さんもご存じのとおりだというふうに思っております。

今後、より大きな災害に備えるために、各区、あるいは各小学校区との連携を深めながら、私どもが推進をしております防災体制がより地域に根づいていくように努力をしてみたいというふうに考えております。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） ただいま町長がお答えさせていただきましたように、このハザードマップにつきましては、小学校区単位、全地域9種類、9地域に分けて作成をさせていただいておりますので、ほぼ自治区単位ということよりも少しは大きいとは思いますが、そこまではさせていただいて、この7月に全戸に配付がやっと完了したということでございます。

先ほどの宮崎議員のご質問にもございましたように、これをさらにどのような形でもう少し細かくやっていたら、このハザードマップがより有効に活用できるのか、そのところを内部でも今検討を進めております。しかしながら、今、議員が言われますようなその地域地域の小河川な

り、小さい河川ですね、小河川なり農水路等については、そこまでを町が町全域を把握してマップに作成していくということにはなかなか限界が、これはあるのではないかとこのように思っております。

したがって、今、町長が申しあげましたように、これらのハザードマップを契機にして、地域の皆さんの手でそれぞれの隣組単位、あるいは集落単位に、そういった機運が高まっていけばいいというふうに思いますし、ぜひ地域地域でそういった動きをしていただくことが意識の向上にもなり、また有事の際の安全対策の認識が深まるということになるかと思っておりますので、ぜひ町と地域と一緒に進めさせていただかなければならないことではないかなというふうに感じているところでございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 私も、平成16年の台風23号の加悦地域の相当たる被害のときにちょうど役をしております、大変な苦勞をした経験もあり、我が家も同じ浸水があったということを踏まえておりますので、一度経験したものは、またいつ、こういう周りで事故が起きると、こういう水害が出ることは大変心配しておる方が、加悦地域区内に経験された方は多いと思っております。

それで、ちょっと話変わりますけども、年に2回ぐらい区長連絡協議会というのが、大抵いろんな課題について開催されていると思いますけども、この防災の水害、土砂災害についてのみの区長連絡協議会の議題として、これを今までにされたことがあるのかどうかをまずちょっと確認したいと思っております。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 区長連絡会、あるいは区長連絡協議会での協議事項の中に、災害対策のみを扱った開催はあったのかというご質問だったというふうに思っております。そうした点については担当課長が把握をしているかなと思っておりますので、答弁をさせます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） お答えいたします。

区長連絡協議会は、24人の区長さんが一堂に会して行われる会議でございます。そのところに防災の関係だけを議題として挙げさせていただいたという機会は、私自身はそういう認識はございません。

ただ、今、議員もご指摘になりましたように、いつ福知山でありましたような大きな災害が、特に今おっしゃっておられます水害、これがあってもおかしくないというふうに認識をしております、この8月にも何回か警報が出るということに際して思っておりますのは、やはり早い対応、早い非難、空振ってもそうしなければならぬということを常々思っております。そういったことを区長の皆さんにもお知らせをして、もう少し強化をしていきたいと思いますので、8月にちょうど3地域の区長会がそれぞれ地域ごとにございましたので、そこにそのことにつきましての議題をご提案させていただいて、区長さんからもご意見を頂戴しながらやってきたということでございます。

いわゆるこれまでは避難所の開設を、8月もそうでしたけれども、こちらから区長さんにお電話を差し上げて、自主避難所として開設をお世話になってまいりましたが、そうではなくて、役場のほうが、町が避難所を開設するという立場に立って、職員をその時点で配備をしてやってい

こうと。しかしながら、予想される場合は早目にということで、明るいときに、昼間の時間帯に開設をしていこうと。お年寄りの皆さん等が避難していただきやすいようにというようなことも含めまして、そういった対応をしていこうということで、役場の警戒態勢も強化をしてこれから取り組んでいきたいということもお伝えをしながら確認をさせてもらってきた、そういった区長会は独自に設けさせていただいてきた経過がございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） ちょっと具体的にお聞きしたいと思います。このハザードマップと同様に、平成25年度に与謝野町防災会議の中から地域防災計画という立派な冊子が発刊されて、私もいただきまして、一通りいろんなところに目を通させていただきました。その中の、まず伝達系、私が間違っていたらまた言うただけであればいいんですけども、手順ですね。まず、最初は京都地方気象台とか京都府のほうから与謝野町に、総務課が担当課だと思いますが、管轄だと思いますけど、そこに連絡体制が入ってくる。そこから各課、あるいは、において関係部署に諸連絡が行く。1つは自治区へそれが行く。そして、自治区から住民へという系統手段が配置されております。

じゃあ、その伝達はどうなっているかと。先ほどもありましたけども、告知放送なり、サイレンなり、その他ホームページ等いろんなこと、行政無線、その他もろもろあります。そして、区民へはというと、その冊子の中には電話、口頭という伝達手段しか書いてありません。果たして、いざというときに区から一般のそこに住んでいる住民さんに電話だ、口頭だ、そんな対応が実際できるのかどうか。

まず、区の役員さんも勤めがあったり、あるいは区も開いているのは午前中だけだったりします。それから、こういう伝達方式も、夜中は大体いられると思いますが、雨が多いとサイレン、告知も聞こえません。それから、昼間でも、家におられてもその端末がないとこで仕事されたり、ごそごそされると聞き取れません。そういうようなことで、なかなか多くの方がそれを確実に確認することができないと思っております。

だから、そういう伝達方法ももう少し早目に、先ほども言われましたとおり、空振りを恐れない早目の情報というものをどう早く伝達し、住民さんに行き渡るかというのが一番被害を最小限に食い止める手段だと私は思っておりますので、このあたりも、先ほど言いました区長連絡協議会等、また区の方々と行政とがもう少し、本当に大丈夫か、この方式が間違っていないか見直していただければと思います。

それから、もう少し細かくちょっと言いますと、ついこの前、私、岩滝で会議がありまして、行って、ずっと雨がチャラチャラ降ってきたなということで、会議が5時過ぎに終わって加悦に帰ってきました。物すごい加悦は大雨でした。もう水がついたということもあったということで。数キロメートル離れたところで、今、同じ与謝野町でも、南と北のちょっとした距離でも雨の量が全く違います。局地的大雨というんですかね、そういうような状態の中で、与謝野町の雨量計はどんなような配置になっているのか、わかりましたら。

それと、もし野田川の氾濫とまでは、今度は改修工事が終わりましたんで、そんなにいかないと思えますけど、ついでに水位計ですね。その点もしわかりましたら、ちょっと教えていただきたいと思えますけど。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、行政からの情報の伝達をどのようにしていくのかということは非常に重要なことになるだろうというふうに思っております。一方で、住民の方々が災害情報に対しどのように注意を傾けているのか、こうした点も非常に重要であるということは私のほうから申し添えていきたいなというふうに思っております。

先ほど藤田議員から詳細な雨量計、または水位、また情報伝達の系統についての説明を求められていらっしゃると思います。この点につきましては総務課長のほうから答弁をさせます。

議 長（今田博文） 浪江総務課長。

総務課長（浪江 学） 私のほうからお答えをいたします。

私もここに与謝野町洪水・土砂災害ハザードマップを持っております。また、皆さんもごらんいただいたらというふうに思っておりますけども、住民の皆さんへの情報の伝達手段を載せております。これと防災計画とは連動していると思いますので、同じような内容になっていようかというふうに思っております。

まず、一番早いのは防災行政無線、それから音声告知、すなわちFM告知、サイレン、こういったものが町からは直接的な住民の皆さんへの連絡手段としてあるのではないかと思っております。また、住民の皆さんはテレビ、ラジオ、インターネット、これらにおいて情報を受け取っておられる場合もあろうかというふうに思っております。それから、電話、口頭ということが議員もご指摘になりましたけれども、これも重要な手段でございます。消防団員、警察官、あるいは地域の自主防災組織の皆様が、広報車、あるいは特別に地域の皆さんは危ない場所もご存じですので、個別に訪問をされて口頭でお伝えになる、こういったことも大変重要な伝達的手段ではないかというふうに考えております。したがって、それらを全て防災計画のほうには挙げさせていただいて活用をさせていただこうということでございます。

それから、水位、あるいは雨量でございますけれども、水位計につきましては、石川の堂谷の堂谷橋でございます。堂谷には水位計と、それからカメラと、それから雨量ということで、一番多くの情報があるところでございます。それから、滝につきまして雨量計がございます。それらを活用して、それらがリアルタイムでパソコン上の画面で我々見ることができますので、その情報は、もう常に警戒に当たっている際にはそこから情報を拾っているということでございます。

加えて、今は本当にリアルタイムで雨雲の状況、これを見ることができます。この時期、福知山、綾部、舞鶴、大きな被害を受けられましたが、そのときにはやはり雨の強い赤い雨雲が通り過ぎている、それがよく見て取れます。当町にそれが何時間後ぐらいに押し寄せてくるのではないかという情報もわかりますので、そういった情報をいち早くつかみながら適切な情報を発信させていただきたいというふうに考えております。

議員が言われますような雨量、水位、これらのほかに雨雲につきましても、そのような形で警戒に当たっているところでございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 今お聞きしましたが、基本的には2カ所ということですね。堂谷橋のところと、雨量計に関しては滝のどこにあるとか。それから、水位計としては堂谷橋と寺田橋ということですね。2カ所しかないというようなことです。それでモデリングをされて、順次わかるようにということですね。

さらにもう少し肉づけしますと、先ほど言いましたよね、局地的な雨量が、同じ与謝野町内でも極端に違いますんで、簡易雨量計、これはもう自分でつくろうと思ったら簡単につくれるものです。中の容積の計算をして、あとちょっと印つけてしといて、ちょっとそこら辺に置いといて、落ちてきたのをはかってやれば、大体1時間か30分雨量がどれぐらい量がたまったかというのは簡単に、ペットボトルなり、その他ちょっとした容器に印つけて、計算ちょっとしないとだめですけど、入れて置いています。だから、そういうものを行政のほうが、簡単につくれますんで、何個かつくっていただいて、各区なり、どっかに、いつでもはかれるような方ですけど、そういうところにお手伝いしていただいて、モニタリングをしていただいて、その情報をすぐネットなり、メールでもいいですから、行政のどこかにピュッと伝達していただいて行政のほうで判断をしていただいて、気象庁が言う20ミリ、30ミリの雨量、結果で時間雨量何ぼいうても、我々はなかなかその雨量がわかりませんし、どんだけ降ったらどうなるのかもわかりませんので、与謝野町としてある程度早目に予備の雨量を予測していただいて、先ほども言われました空振りで恐れない早目の情報伝達というのがもう絶対最小限の被害を食いとめる要因ですから、そういうものを有効に使って、特に雨というのは大変な被害をこうむりますので、ぜひそういうようなちょっとした工夫、研究をしていただいたら大変助かるんじゃないかなというように思っておりますので、その点について、もし何かありましたらお聞きしますけど。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） そうした提案につきましては、私どもも創意工夫をしながら考えていきたいなというふうに思いますけれども、やはり重要なのは数ではなくて、いかに正確な雨量をはかれることができるのか、こうした点であるというふうに思っておりますので、そうした点は私たちのほうで一度協議をしたいというふうに思いますが、藤田議員からのご指導をいただきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） このハザードマップの有効活用、できるだけ早く住民さんに事前にわかりやすく伝達していただくように、先ほども言いましたように、これからさらに台風シーズンでありますし、いつ、どこで、どういう雨量が観測、降ってくるかわからないという状況で不安を感じておりますので、ぜひ早急にやっていただきたいと要望して、まずこの防災については一応終わりたいと思います。

続きまして、新しい教育長さんにいろいろと質問をさせていただきました。

まず、第1点なんですけども、学力テストの結果、これは条件つきで、教育長の裁量といえますか、判断によって公表はできることになっております。私も、教育長の言われたとおり、公表それはすべきでないと私個人的には思っています。だから、公表はしないほうがいいんじゃないかと思っておりますけども、ただ、若干お話がありましたように、全国平均、皆さんご存じだと思いますけども、小学校の6年生と中学3年生を対象にして、国語、小学校では算数、中学では数学といえますけども、その基礎知識と活用する力、応用力の2つの問題があったということです。全国平均とか京都府の平均等が新聞報道でも表示されております。

その中で、与謝野町全体での結果は、先ほどお話がありましたように、小学校の国語の基礎では平均を上回っていたと。それから、それ以外、小学校の活用する力の国語、あるいは算数等は

下回って、これもちょっと私聞き間違ったかもしれませんが、中学生はどうだったかちょっと聞いていない、多分同じことを言われているのか、まとめて言われたんかと思えますけども、京都府の平均より下回っているというような話でした。これ小学校、中学校一緒に言われたのか、ちょっと分けて言われているのかどうかちょっとわかりませんのでまた確認したいと思いますけども、基本的には学校のその知識、教育というのは、やはり生徒数が少ないほう、あるいは先生の熱意といえますか、教え方、指導法等によって相当左右されると思います。そこら辺を考慮していただきまして、できるだけ学力の向上に努めていただきたいと思います。

私の小さいころは「読み・書き・そろばん」ということで徹底して、黒板にべったり書かれて、それを気張って手が痛くなるほど書いたりして覚えたものです。今はデジタル化になっているのかどうか知りませんが、学校の現在の教育体制は、私、現場に行っておりませんし、子供が残念ながないということ、そういう経験がございません。だから全くわからないのでこの質問しとるわけなんですけども、情報化時代と時代の流れ、社会の流れによって、相当昔のやり方と今のやり方が違っていると思いますし、国の施策も何か年々いろいろとところどころ変わるといって、落ちつきない教育変更といえますか、全般的にいうと、そういうような時代に今遭遇している子供たちは大変厳しいといえますか、ゆっくり勉強ができるような体制ではないような気もしてなりません。そういうことは、先生たちの努力によってカバーしていきたいと思えます。

まず、この学力テストですけど、これは与謝野町での結果で、先ほど言いましたのは小学校、中学校一緒なのか。まとめて言われたのか、もうちょっと詳細に伺えましたらお願いしたいと思います。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教 育 長（塩見定生） 藤田議員へのご質問にお答えいたします。

指摘されましたように、小学校では国語の力は全国平均を上回っておりますけれども、小・中ともに厳しい結果があったのが算数、数学です。それから、中学校はいろいろとありましたけども、中学校はどちらも、国語も数学も若干下回ったということがございますので、議員おっしゃったように、必ずしも少なければいいという問題ではない、学級数は。しかし、先ほども申し上げましたように、少人数授業ができるように教員配置をしていただいております、中学校ではいわゆる少人数学級で授業をしたり、それからティームティーチングといえますので、2人で教員が入って指導をしていくというようなこともやっております。

ぜひ、今回の結果を、いわゆるどこに間違えていたのか。それを誤答分析といえます。間違った答えをどう分析するのか。それは、指導者がどのように教えていったかという裏腹になるわけでございますので、そういったことを各校で研究して授業の指導に生かしていくと、このようなことを現在しております。以上でございます。

議 長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） ぜひこの結果を分析していただきまして、今後の学力向上に努めていただきたいと思います。

続きまして、携帯電話とかありましたけど、実際、携帯電話を持っておられる個数といえますか、そういうデータは調査されたのか、小学校や中学校、されていないのか。まず、生徒数、もし携帯を保有されとるのはそのうち何名いられるとか。持っていて、活用の夜10時以降はどう

のこうのという話があるけど、実際持っておられる割合といたしますか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 議員の質問にお答えしたいと思います。

これは、先ほど申し上げました全国学力・学習状況調査の中に、子供たちに質問紙というのがございまして、生活の質問をしております。その中に携帯電話やスマートフォンを持っているかというのが、このことと学習のことと関連があるということもありまして調査をしておるわけですが、これは推測の話ですけれども、今の6年生で大体116名ぐらいが携帯かスマートフォンを持っている。ですから、全体の53%から54%ぐらいですかね。もしほかのことも含めていますと、もう少しふえるかわかりません。

一方、中3生は233名といたしますから、大体80.6%と言われますが、実際はもっとあるんじゃないかというふうに思っておりますので、今のところは小学生で53%から54%、中学生で81%程度になるのかなというふうに思っております。以上でございます。

議長（今田博文） 藤田議員。

8番（藤田史郎） 驚くべき数字といたしますか、我々の時代からしたら大変な、53%とか80.6%、多くの方が持っておられるということで、それは時代の流れですから、また有効活用でいいかもわかりません。

それに対して、与謝野町でその携帯等による被害というのは確認されているかどうか。まずその1点だけお聞かせいただきたいと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） いじめ調査をしておりますと、そのいじめの内容を問うことがございまして、中にはスマートフォン等による誹謗中傷がないとは言いません。実際も、そういったことでいじめられたというような訴えがある児童生徒があることは間違いありません。以上でございます。

議長（今田博文） 藤田議員。

8番（藤田史郎） 誹謗中傷等、ある意味のいじめがあるというのが実態だと。数はちょっとわかりませんが、実際あるということです。

その件に関してもう一つ、学校の先生方、いろんな対策は講じられると思います。いろんなことを聞きました。学校内で、なかなか子供たちが先生に直接いろんなことを言いにくいと私は思うんですね。よほどのことがない限り。だから、学校内のどっかに投書箱というのか、何かそういう、名前は別にして、そういうボックスですね。こうこうですよとかというような投函ができるような設置がされているのか、されていないのか。そのあたりをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） お答えいたします。

私も学校現場に勤務しているところに、平成18年ごろ、たくさんのいじめによる自殺者が出ましたので、現在のいじめの定義が行われたのはその平成18年度でございます。そのころから、発生件数というよりも、認知件数ということになりましたので、大きく変わってまいったのが平成18年度であります。私は、そのころ校長室の前に箱を用意して、議員がおっしゃるように、

言いにくい子にも意見を聞いてみようと、こう思いましたら、そういう子もおりましたけど、いたずらが多かったです。そのことも1つの方法論として、私も校園長にこういったことも必要だということも言っております。

もっと大事なものは、私は日常的に教師と児童生徒の信頼関係の中で、やはり困っているなということが感知できる、そういう感性を持った教員であってほしいというふうに思いますし、そんなことが話ができるような人間関係でありたい、このことを基本に思っております。

現在、答弁でも申し上げましたように、3回調査をいたしまして、書かせておりました、書かせたことを今度は一人一人聞き取り調査をしまして、そして学校内の組織でこれはどうなんだろうという調査をしておりますけれども、私が一番望んでおりますのは、先ほど申しましたように、教師と子供の人間関係の中でどうしたと言えるようなことを今後とも追求していきたいと、このように思っております。以上でございます。

議長（今田博文） 藤田議員。

8番（藤田史郎） じゃあ、投書箱は現在はないというような認識を。どうぞ。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 申しわけありません。ある学校もあるかもわかりませんが、私が勤めていた学校では今のところないと思います。

議長（今田博文） 藤田議員。

8番（藤田史郎） 空振りでも、嫌がらせというか、いたずらでも私はその中身を見たら大体わかる、判断を先生ができると思いますんで、できるだけ子供から直接言いにくい子供もいると思いますので、できるだけ各与謝野町の学校には、またそこに持っていくのが、教室の教員の中のどこどこずっと回ってぱっと入ると、またそれも難しいと思いますし、といて、もうどこでもぱっと置くと、またいたずらされる可能性があります。そこら辺は配慮していただきまして、できるだけ子供の素直な意見が投函できる形をとっていただきたいと要望をしておきます。

あと一、二点ちょっと聞きますけど、先ほども読み・書き・そろばんという、私が言いましたけども、何年か前ですけど、電子黒板が各小学校に国の補助が何かで全て配置されていると思っておりますけども、現在それは有効に活用されているのか。そこら辺の現状をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 議員の質問にお答えしたいと思います。

数年前に電子黒板が各校に配置されておりますけれども、その様子につきまして教育次長よりお答えさせていただきます。

議長（今田博文） 小池教育次長。

教育次長（小池信助） 私からお答えさせていただきますが、この件につきましては、さきの常任委員会でも質問がありまして、大変100%からの補助事業だということで注目をされている事業でございます。

端的に言いますと、なかなか十分な活用が図れていないのが現状でございます。その理由といたしましては、各校に1台という、基本的に設置台数が少ない。重量が70キログラムとかという大きくて重たい、そうした機械ということもありまして、1階から2階、2階から3階と、そ

うした階を超えての移動が非常に困難。また、それとどうしてもスキルのある先生がおられるところについては一定使えておるんですけども、どうしても本来の電子黒板という使い方ではなくて、どちらかといえばモニター的な使い方。モニター的な使い方としましてはそこそこ使えておるんですけども、今申しあげましたような理由によりましてなかなか活用が図れていないということで、教育委員さんからもご指摘いただきまして、毎年学校訪問の際にはそうした活用状況についても点検はさせていただいたり指導をさせていただいておるところでございますが、なかなか活用が図れていないというのが現状でございます。

議長（今田博文） 藤田議員。

8 番（藤田史郎） 数が少ないとか、重たい、いろんな理由で有効な活用ができない、それが事実だと思います。

ただ、国の施策等、先ほども言いましたけども、今後デジタル機器による授業というのがさらに拡大されている新聞報道等も、ニュースも見ております。一つにはICT教育というような言葉で表現されておりますけども、「I」はインフォメーション、アンド「C」というのはコミュニケーションと、「T」はテクニカルティイーというようなことで「ICT」教育、今後さらに1人1台のパソコンを持ってするような時代がもう目の前と申しますか、数年先には皆なくなっていくんじゃないかという予想もされる中で、先生のスキルも上げていただきまして、子供もそうなんですけども、できるだけそれに速やかに対応できるように今から事前に取り組んで、いざというときに有効に活用できるように、教育委員会として教育長のほうにはお願いをしておきたいと思っております。

これからは急速な情報化社会を迎えるということでは、いろんな施策がこれからも変わってきと申しますけども、父兄の皆さん、子供に喜ばれる与謝野町独自のと言ったらおかしいですけども、教育行政に取り組んでいただきますよう要望いたしまして私の9月の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長（今田博文） これで、藤田史郎議員の一般質問を終わります。

ここで2時45分まで休憩します。

（休憩 午後 2時33分）

（再開 午後 2時45分）

議長（今田博文） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、3番、小牧義昭議員の一般質問を許します。

小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

去る6月定例会、一般質問では、私は人、組織、とりわけ機構改革について質問をいたしました。回答は次年度までに示すとの回答をいただいたところでございます。

前回、前段でお示しをいたしましたように、町政運営に関して、第1に町の理念に基づいて、第2にそれを実施する機関、人・物・金・情報が機能すること。そして第3に機関の結果、活動の結果によりまして、その成果を町民が実感することが大切だということを申し上げたところでございます。

実は、前回の定例会でもお示しをさせていただいた内容ですけども、まちづくりの目標ビジョ

ン、何を指すのか、そして何をやるのか。地域の問題、住民のニーズ、それから時代のニーズ、何をやるのか、なぜやるのか、そういったところ。やる機関としては、人・物・金・情報が必要ですということを申し上げたところです。今回、その人・物・金・情報の中から、金の部分につきましてご質問をいたしたいというふうに考えております。

1年生議員ですので、人・物・金・情報ということを申し上げますと、前回、人を申し上げましたので、今回は金、あと物、それから情報というような流れになるかなというふうにお気づきいただいたらというふうに思っております。

そこで、私は去る7月30日ですけれども、北海道夕張市のほうに行っていました。石原財務課長、志斉財務係長にお会いをしてきました。なぜ夕張市が破綻をしたのか。また、破綻後の夕張市の行政の対応や現在の市民の生活の状況や行政運営についてお聞きをしてまいりました。後ほど、またそれを踏まえてお話をしたいと思います。また、夕張市から40分ほどのところでございますけれども、栗山町というところがございます。そちらのほうにもお邪魔をして、栗山町議会事務局長の衣川様と2時間程度お話をさせていただきました。議会運営や議会基本条例制定の先進地として名高い内容についてお伺いをしてまいりました。

また、8月15日ですけれども、島根県の隠岐の島の横にあります島ですけれども、海士町というところがございます。海士町にもお邪魔をしてまいりました。海士町では、山内町長、それから佃教育長、上田議会の議長様はじめ、議会事務局長や議会議員の2名の方とお会いしてまいりました。この町はわずか2,300人と非常に小さい町です。ところが、人口がふえているということをお聞きしております。その原因、要員が知りたくて、どうしても行ってみたいということで行ってまいりました。実は、この町、Iターン・Uターンがふえて、そして人口の約1割、移住から定住、永住へというふうに広がっていくわけですけれども、今、永住にかかわっている方々が230人に達するという、2,300人ですので、約1割がもう永住、Iターン・Uターンの方々が占めるというふうに、非常に異例な町ということでございます。そんな意味で、なぜこの町がこのように人を呼び、人口がふえているのかということもお聞きをしたいということでお伺いをしてまいりました。町長はじめ、8時間程度に及ぶ長時間、それぞれの方々におつき合いをいただきまして学ばせていただいたところです。

私自身が議員にならせていただきましてから5カ月程度でございますので、財政についてはごくごく素人でございます。よって私自身が足を運んで、目で見て、耳で聞いて、肌で感じることを踏まえながらご質問をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

それで、第1番目ですけれども、これからどのような行政運営を考えているのかということについてお伺いをしたいと思います。

添付をさせていただいております財政分析資料というものがございます。事前にお配りをさせていただいておりますが、その資料と、及び第1次与謝野町総合計画後期基本計画、そして第2次与謝野町行政改革大綱、第2次与謝野町行政改革大綱実施計画に基づきまして、特に財政運営について質問を申し上げます。

1番目ですけれども、まず町長は福祉の分野において、合併以来、高齢者福祉は充実した政策がなされてきたが、子育て、特に児童福祉、保育については手薄いのではないかとというふうな含みのあるような発言がありましたが、財政的な数値的見地からどのようにお考えでありますか。

お聞かせをいただきたいと。

2つ目につきましては、過去の財政運営の数値を見て、町長はどのように分析をして、今後どこを見直していきたいと考えておられるのか。特に、与謝野町総合計画を踏襲すると発言されておりますけれども、現計画及び行政改革大綱実施計画を経年的に見たときに、どのように分析をして財政への取り組みを行うのかお聞かせを願いたいと思います。

3番目ですけれども、町長が掲げておられました所信表明にある産業振興、子育て支援や育児休業ができるよう、企業や親に対する支援策を打ち出すとのことでありましたが、どのような財政の組み立てを行われるのかをお聞かせいただきたい。

4番目には、町が投資をしております投資的経費がございまして、その財の創造につきましてはどれくらい町で管理をしているのか。そういった点につきまして、わかればお伺いをしたいと思います。

2番目ですけれども、これは塩見教育長のほうへご回答をお願いしたいと思います。

2番目、与謝野町の教育基本方針についてお伺いをしたいと思います。

1点目ですけれども、与謝野町教育委員会として、ゼロ歳児から18歳までの児童生徒らの与謝野町内における施設、学校におきまして、これを最大限に活用した本年度の教育基本方針及び具体的な実施事項及び充当する財政についてご質問をいたしたいと思います。

以上、町長部局、教育委員会部局、1点、1点ですけれども、私の第一質問とさせていただきます。

議 長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町 長（山添藤真） それでは、小牧議員ご質問の1番目、これからどのような行財政運営を考えているのかについてお答えをいたします。

まず、1点目のご質問でございますが、今回のご質問は、ことし6月定例会における家城議員の一般質問への答弁で、「児童福祉分野については、ほかの福祉分野と比較をすると見劣り感がある」と申しましたので、その部分を引用されているのではないかと考えております。

財政数値の見地からどのように考えているかとお尋ねでございますが、平成25年度一般会計決算を見てみますと、歳出総額約110億6,000万円のうち、民生費は約30億7,000万円で28%を占めております。その民生費の中でも児童福祉費は約10億5,000万円で、民生費に占める割合は約34%となっております。その内訳は、保育所運営費が約5億4,000万円、児童手当が約3億6,000万円、その他、放課後児童健全育成事業などに約1億5,000万円でございます。このように、財政数値の見地から申し上げますと多額の費用をかけておりますので、ほかの福祉分野と遜色もないと言えるかも知れませんが、私がか城議員への答弁で申し上げました見劣り感というものは、別の見地からによるものでございます。

例えば、高齢者福祉につきましては、団塊の世代が65歳以上になられる時期を勘案し、入所施設の整備や地域密着型のサービスの充実、地域包括ケアにつなぐための地域サロンや認知症カフェの運営支援などが着実に進めてこられました。また、町直営で実施をしている高齢・介護サービスは、地域包括支援センターの運営のほか数品目で、そのほとんどを民間事業者に行ってい

ただいております。今回の一般会計補正予算で介護員養成初任者研修受講費補助金を計上しておりますが、開講に際しては、地元の福祉関係者で組織をされる与謝野町福祉事業所連絡会が手弁当も覚悟で講師団を編成し、人材養成にも乗り出していただけるほどの活性化を見せております。一方で、障害福祉分野においても民間事業者が次々と新たなチャレンジをしていただき、合併以降、急速に障害者を取り巻く環境は改善をされてきたというふうを考えております。

その点から申し上げますと、与謝野町の児童福祉はスピード感に若干欠けるところがございます。合併以来8つの保育所を運営してまいりましたが、適正な規模の保育環境を検討する議論が本格的に始まったのが平成25年度からでございます。また、学童保育を除くとほとんどが町直営の事業であり、民間活力の導入についてもまだ具体案がございません。そうした意味で見劣り感という表現を使いましたが、子ども・子育て会議におきまして、昨年度は保育所、幼稚園の再編について答申を出していただき、現在は毎月1回のペースで与謝野町子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて熱心にご議論をいただいております。今後は小学校の適正配置についてご議論をいただき、その答申をもって新たな子育て支援について考えてまいりたいというふうを考えております

次に、2点目の過去の財政運営の数値を見てどのように分析をし、財政への取り組みを行いますかについてお答えをいたします。

地方公共団体の財政の健全化を把握する指標といたしまして、平成19年度から算定するよう義務づけられ、平成21年4月から全面施行されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律、通称「健全化法」とっておりますが、その健全化法に基づく健全化判断比率の指標を使って財政状況の確認をしています。

この健全化判断比率は、4指標と呼ばれる実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標と公営企業における資金不足比率を加えたものでございます。全国の地方自治体の財政状況を統一的な指標で明らかにしているものでございます。この4指標いずれかが基準値を超えた場合は早期健全化団体、または財政再建団体とされ、一定の制約や財政再生計画の策定などが義務づけられているところですが、9月定例会のこの時期に、毎年、健全化判断比率の指標を監査委員の審査に付した上で議会の皆様に報告をし、公表しているところでございます。

本町の指標については基準内の範囲に収まっており、健全財政を継続して維持しているという判断をしているところでございます。

また、地方公共団体の財政力を示す財政力指数や、財政構造の弾力性を判断するための指標として用いられる経常収支比率を注視し、財政運営に取り組んでいるところでございます。

さらに、将来にわたっての財政見通しについては、毎年、当初予算審議時期に現年度の決算見込み額から10年間先までの財政見通しを作成するほか、決算審査時期に公債費抑制計画を作成をし、健全な財政運営に向けた取り組みを行っているところでございます。

今後においても、聖域とされる福祉や保健分野も含めた事務事業の廃止や、統合・合併後もほぼそのまま多数の公共施設などの集約を進め、これまで継続をされてきた事柄でも見直していきたいというふうを考えております。

次に、産業振興・子育て支援などについて、どのような財政の組み立てを行いますかについて

お答えをいたします。

与謝野町の財政構造については、歳入の約半分を交付税に依存をしている脆弱な財政構造であるというのが現状でございます。しかも歳入が急激に増加するというような要素が乏しい現段階では、より一層の歳出の抑制、とりわけ経常経費の削減が求められているところでございます。

合併特例の合併算定替えにより普通交付税が増額をされていますが、平成28年度から5年間で段階的な縮減がされるのは明確であり、財政見通しから財政規模はほぼ固まっていると言えます。その財政規模の中でやりくりをしていかなければなりません。つまり、産業振興や子育て支援なども含めた全体的な見地から政策・施策の優先順位を定めるとともに、スクラップ・アンド・ビルドによる財政運営を行っていかねばならないというふうに考えております。

あわせて、第2次行政改革大綱実施計画にあります実施項目について取り組みを進めるとともに、とりわけスピード感を持って公共施設などの集約について取り組んでいく考えでございます。

厳しい財政見通しを踏まえ、平成27年度当初予算編成にも取り組んでいくこととなりますが、その取り組みを始める前に、各課に対しみずから事前ヒアリングを行うこととし、既存事業の政策・施策を含め再度洗い出し、スクラップの部分がないのかなどについてエッジの利かせた事業の見直しを行っていきたいというふうに考えております。

次に、4点目の過去に投資をした財の創造はどれくらい還流をしているかという点についてお答えをいたします。

それぞれ個々に具体的な数値を統計的に積算したものがございませんのでお答えするのが難しいですが、過去に1つだけ経済効果の分析を行ったケースがございます。それは、平成21年度から3カ年実施をしてまいりました住宅新築改修等補助金交付制度について、京都大学の地域環境経済学分野のご協力をいただいた事案でございます。この補助制度は、住宅の新築改修等工事の対象事業費に対して補助率15%、上限20万円としている補助ですが、3年間で1,695件の申請があり、補助交付額は2億6,424万円、対象工事費は39億949万円でございます。調査では、経済効果として1次波及効果と2次波及効果について調査をした結果、約63億400万円という結果が出ており、補助金額に対して23.9倍の効果があったという報告を聞いております。

このように、住民の皆様方にとって将来的に重要な投資を選択し、重点的に財政を投資できる手法を考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上で、私からの小牧議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 小牧議員の2番目のご質問、与謝野町の教育方針につきましては私からお答えさせていただきます。

先ほどの藤田議員への答弁でもお断りいたしました。昨日の渡邊議員への答弁におきまして、私や教育委員会の方針を述べさせていただいているとおりでございますので、ご了承いただきますようお願い申し上げます。

その中で、ゼロ歳児から18歳までの子供たちへの教育をとのことでございますが、現時点では幼稚園の3歳児から教育委員会として所管しておりますので、ゼロ歳児からという点では、今後、認定こども園を整備していく中で総合的に取り組んでまいりたいというふうに考えておりま

すので、機構改革等の問題も含め、いましばらくお時間をいただきたいというふうに考えております。

また、財源面等におきましても、学校の再編や幼保再編に係る施設整備の面については、財政担当課とも調整しながら、できる限り有利な財源手当を行っていきたいと考えていますが、整備費用も未定となっておりますので、具体的な金額は差し控えさせていただきます。なお、認定こども園の財源につきましては、現時点では合併特例債を全額充当する予定ですが、新制度でもあり、今後の国の支援等に注視してまいりたいというふうに考えております。

以上で、小牧議員への答弁とさせていただきます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 添付をさせていただいておりました資料ですけれども、実は習うよりなれるということで、市町村の財政分析という、こういう本がございます。これに従いまして、1ページ目から順番に数値を当てはめたものです。総務省のホームページから、皆さんご存じのとおり、決算カード、それから企画財政課から決算状況調べというのをいただきまして、それに合わせて作成をさせていただいたものでございます。

ご答弁をいただきました中に第2次総合計画という、私の聞き間違いかもわかりませんが、第2次ということではよかったのでしょうか。

済みません。私の聞き間違いかもわかりません。第1次与謝野町総合計画、後期、これでもよろしいのでしょうか。これでもよろしいですね。

実は、私これを見ておったんですけど、これは町民の方々に全部配付をされているのでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 第1次総合計画につきましては、各戸配付をされているという現状ではないというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 実は、私もこの財政分析をするに当たりまして、企画財政課の方々、それから下水道課、それから水道課の方々にそれぞれの資料を、非常に多くの資料を出していただきました。それによりまして一つ一つ分析をしてみようというふうに心がけてみました。

そういう中で、先ほどご答弁をいただきましたけれども、私が気づいたところだけちょっと述べさせておいていただきたいと思っておりますが、一番最初の1番目ですけれども、民生費に対する扶助費に対する老人福祉、いわゆる児童福祉に比べてかなり低い数値になっておりまして、児童福祉における補助事業より単独事業のほうが多く使われております。町の単独事業がなされているかとも思われますし、ただ、府の補助がなされている可能性もあって、一概に手厚いというふうには言いがたいかなと。よって、老人福祉については、扶助費は非常に低額でありますけれども、介護特会のほうへ繰り出しをされておりますので、約3億円ほどを町が繰り出されておりますので、これらを含みますと、やはり介護のほうの手厚かったのかなというような数字上からは見ても取れますが、介護特会での単独事業というのを見てもないと言えないというのが正直な分析です。ですので、数値から見ましたら、今現在のところ、もっと細かい詳細な資料を出していただいて、もう少し分析しないとわからないというのが現状です。

それから、2についてですけれども、この後期の総合計画ですけれども、皆さん読まれましたでしょうか。読まれましたか。皆さん読まれましたですか。これを読んでみますと、具体的に与謝野町で載っております用語なんですけれども、用語が実は、私が感じておりましたのが、「京の豆っこ」という言葉と「織物業」という言葉が入ってまして、後の具体的なものが入っていないんです。

といいますと、どういうことが言いたいかといいますと、身近に感じられない計画ということです。施設もなければ数字もないという、そういうような計画です。これに基づいて財政の手当てがされているということであるのではないかなというふうに推察されるんですけども、これ財政分析をしたときに、これと当てはめて、あるいはもう一つあります行政改革大綱と、それからその数字ですね、それとを当てはめたときに整合性があるのかなというところを突き詰めようと思ったんですけども、どうも全くわかりませんでした。全くわかりません。といいますのは、これ自体がわからないんです。これ、町長わかりますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 第1次与謝野町の総合計画後期基本計画のことをおわかりになるかというご質問だったというふうに思いますけれども、この後期基本計画の策定に当たりましては、住民代表による審議、また議会においても審議をなされてきたというふうに思っております。また、私自身も、パブリックコメントが当時されていまして、そのパブリックコメント制度を利用して幾つか提案をさせていただいております。その過程において、第1次与謝野町総合計画の後期基本計画については熟読をしたというふうに思っています。

しかしながら、先ほど小牧議員がご指摘をされたように、この総合計画は普遍的なものといえますか、非常に具体的なものの言及を避けて、普遍的なもののある程度掲げているという性格があることからわかりにくい点もあるのではないかなというふうに感じているところでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 普遍的という言葉が出てきましたけれども、私は抽象的だというふうに思っております。余りにもこれは抽象的過ぎて、町民の方が読まれてもわかりませんし、私がこの財政分析をするに当たりましてご指示を受けましたちょっと大学の先生にも見ていただいたんですけども、小牧さん、申しわけない、これではわからんということをもうストレートでおっしゃいました。これにあわせてわからないということになりますと、財政運営がどういうふうにされているのかというのがよくわからないというのが現状かなというふうに思っております。

ただ、分析をしていく中で、この行革大綱の計画の中で出てきております、先ほど町長のほうからご指示がありました財政力指数、それから経常収支比率、そういったものについては、悪いと言えば悪い。けれども、ほかの市町村から比べればまだまだ大丈夫かなというような。そして、なおかつそれを抑えるがため、いわゆる経常収支比率を抑えるがために実施をしてこられた人件費の削減、これは非常に努力されているかなというふうに思っております。ラスパイレス指数が非常に、ほかから比べましたら、100%を超える自治体と比べますと下げておられるんじゃないかなと、そういう評価はしておったところでございます。

さて、この数字を見てみましたときに、町長ご自身が率直に感じられた中で、一番どこを数値的に直さなきゃいけないのかなというふうに感じられましたでしょうか。細かい数字はよろしい

です。感覚のものでいいと思いますので。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 経常経費でございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 経常経費ということで、経常経費の中には繰出金も入っていたと思います。全くそのとおりだと私も感じております。

実は、私が非常に感じましたのは、公債費の繰出金にあるというふうに思っています。といいますのは、特に下水道、簡水に関しての繰出金が普通会計債と同じ、合併後、平成17、18年までのいわゆる合併前と比べましたら、借金、いわゆる地方債を発行します金額と、それからその後の繰出金が逆転現象を起こし始めています。ということは、逆に言えば、借金をして繰り出している。いわゆる特会のほうへ繰り出しているという状態です。というのは、下水道、あるいは簡水、これからどういう状況になっていくのかというのは見きわめていかなければならないと思いますけれども、そこは非常に注目をしていかなければならないというふうに思っているところです。といいますのは、下水道、簡水がふえてくるということになりますと、町長が言われております子育ての部分で保育料を下げたいというふうに下げても、下げた分だけ町民負担が上がってくれば、これは何もならないということになってまいります。これの件に関しましては、また決算審査というか、決算のところでも詳しく質問をしていきたいというふうに思っておりますので、今のところのご答弁は結構かと思っております。

さて、私がこの財政分析をしておりましたときに感じましたのは、先ほども申し上げましたとおり、この計画が余りにも抽象的で、政策というのがどこにもないんじゃないかなという、あるいは見えていないんじゃないかなと。あるんだけど、見えていないんじゃないかなということです。実は、この本の中にも登場する方ですけども、その方にも、私が間違っただ判断をするとか悪いということ判断を仰ぎました。そうすると、与謝野町のホームページには、これから将来にわたっての計画、いわゆる財政の見通しであるとか、いわゆる政策論というものが見出せないということをおっしゃいました。まさしく私もこの分析をしておりまして、どこに政策があるのかなと。山添町長は就任以来、「藤真の政策」ということを掲げておられます。そういう中で、どうでしょう、本来といいますか、本当の意味での町長の政策というものをどんと掲げられるということは考えられませんか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） それが私の責務であるというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） その言葉をお待ちをしておりました。実は、今までの町の行政のあり方もあるでしょうけれども、私はこの前、篠山だとか、あるいは隠岐の島のほうの海士町でありますとか、そんなところに出向きまして見てきましたけれども、実は町長が言われる「オール与謝野」という考え方で本当にそれぞれの町が動いております。

といいますのは、町民が負担をしなければいけない時代にもう入ってきております。それを、情報を町民の方々に知っていただいて、例えば、この前、総務文教厚生常任委員会のほうで福祉課の課長のほうからお話をいただきましたが、要介護1、2、要支援1、2、これの負担がふえ

てくる。そのふえてくる部分について私自身は、課長ですね、はこのように考えているというご答弁をいただきました。ああ、さすがだなというふうに思っておりましたけれども、ところがそれを実は町民は知らないですね。行革の数値が示されておりますけれども、これ町民は知らないです。ただ単に行政とこの議員だけが、何か自己満足の中でやっているんじゃないかなということが少し見え隠れをして、その大学の先生とお話をしている中で、こんな与謝野町で、これだけの規模で町民の方に財政の見通し、それから政策論、それから将来の負担、そういったものが示されていないというのはおかしいなというお言葉をいただいたところです。

よって、そういう意味ではその政策論をしっかりと立てて、次の予算編成のときに示しをいただけるということは可能でしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 私、今、各課長のほうから宿題をいただいております、町長が何をやっていきたいのか、どのような政策を実現していきたいのかということについて、私の今現在、試案をまとめているところでございます。こうした試案の中には、先ほど小牧議員がおっしゃいました非常に大きなビジョンが入っております。また、単年度的にできるものではない。もしかしたら2年、3年、もっとしたら10年をかけて実現をしていくべき、そうした事案も入っているというふうに思っております。

先ほど、どなたかの議員のご質問の中でお答えいたしましたけれども、私はそうしたことを着手していかなければならないという非常に強い思いを持っておりますので、平成27年度の当初予算編成に係るそうした過程において、各課との協議を詰めていきたいなというふうに思っております、そうした中で与謝野町流の政策、あるいは施策を生み出していけるものであると私は信じております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 実は篠山市のホームページを見ていただきたいというふうに思っております。篠山市の再生計画というのを平成21年に出されております。平成21年に出されているこの計画では、再生計画を策定して、今後10年の将来像を示されております。これは町民の皆さんが常に見られる状態になっておるんですけれども、それについて計画の目標と事業計画の構成ということで、ここの町が掲げる基本的な理念というのは、「ふるさと日本一、篠山市」というのが理念です。それに基づいて、「住みよさいちばん」「子育ていちばん」「魅力いちばん」「元気いちばん」「市役所いちばん」というこの5つの柱を立てて、それに基づいた全てのプロジェクトがなされております。

今、産業振興会議を立ち上げられ、産業振興をやっていく、子ども・子育て会議をやり、子育ての協議をやっておられます。そのそれぞれの会議がより充実して、より成果があるものとしていくためには、自分たちがその立場に立ったときに、この町のどの位置づけになるのかということをしかりと認識した上で発言なりしていかなれないと、言った意見がただ単にやみくものもので終わってしまったということになってしまうと、これぐあい悪いわけでございます。

そうしますと、こういったもの、行政改革に関しましては実施後の金額がしっかりと示されております。人件費は幾ら削減をしましたとか、あるいは物件費はどれだけ削減をしましたとか、削減ばかりですけれども、逆に収入減をどうしましょうとかということを示されておりますし、

それからまちづくりの基本の姿勢が示されております。市全体でこの町を何とかいいものにしていこうと、そういうような取り組みがなされております。そういう意味で、これから、先ほど答弁をいただきましたとおり、次の政策をきっちりと立てていただき、それに対する将来像を見出していただきたいというふうに思っております。

特に、先ほど示唆しました下水道に関しましては、これからさらに建設をした投資的経費、そしてそれに付随をする負担、そういったものが出てくるというふうに思われます。そして、加入者がどれだけ加入をし、あるいは加入が減退をしていくというふうに思われますので、そういったものが住民というよりも、町民の目に見えるようにして挙げていただきたいというふうに思っております。その点、していただけますでしょうか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 勢旗議員への答弁でもありましたように、最近「町長の部屋」というページの中に、私の「町長メッセージ」という項目を設けました。そうした中で、私が重要視をします政策の動向、あるいは町の魅力などを発信していきたいという考えが含まれております。

そうした中で少しでも私の姿勢、また町の現在動いている事業やプロジェクトの経過についてお知らせしていければなというふうに思っておりますので、そうした面でもいいますと、小牧議員がご提案をされている町の動向をより住民にわかりやすく示すということにもかかってくるのではないかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、現在、私どもが進めております政策、あるいはプロジェクトなどにつきまちはより見える化をしていく必要が私自身もあるのかなというふうに思っておりますし、せんだって企画財政課と協議をしている中で、もっと、例えば町職員からの情報発信があってもいいのではないかと、あるいは各課の長からのメッセージがあってもいいのではないかと、そうしたことも含めて議論をしておりました。

いずれにいたしましても、どういった形でできるのかはまだ協議は必要ですが、より行政がどこを向いて、何をやっているのかにつきまちはわかりやすく町内外に発信をしていくことがこの与謝野町のPRにもつながってくるというふうにも思いますし、持続可能なまちづくりへの理解を得るということにもつながってくるというふうに思っておりますので、その点については、情報発信についてより強化をしていきたいなというふうに思っております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 内外に対して、この町の向く方向をしっかりと示していただきたいというふうに考えておるところです。

国のほうでは、12月に補正でいろんな政策が出てくるというふうなある筋からの情報も得ております。そういった中で、せんだって福祉課のほうでありましたけれども、10分の10の補助金を取ってきたというような、そういうようなお話もございました。10分の10ということは、町が全く負担をせずにその事業を推進することができるということでございますけれども、実は海士町へ行きまして、その海士町の町長にお伺いして、課長はどういう動きをしていますかということをお伺いしておりましたが、島根県庁にはほとんど行ってないとおっしゃっていました。もうほとんど東京へ行きますと。海士町ですのでフェリーで、私も行きましたけれども、2時間半、のったりくったりしながら行きます。そういう中で、その間にも仕事をしながら移動をして、そ

してほとんどが東京ということです。

東京で何をしてくるかということ、東京でアンテナショップを2店舗、海士町は2,300人の人口の町ですけれども、2店舗を構えているということでした。何をしているかということですが、やはり人のパイプを形成しているということをおっしゃっていました。

そして、なおかつ陳情型の提案というのは、基本的には全くしないとおっしゃいました。そんなことは私のところではできません。一番強烈に感じましたのは、財政力指数が0.09の指数ですので、全く自主財源がない。そういう中では10分の10を取ってこなきゃいけないんだと、そういった危機意識もあるのかもわかりません。けれども、とにかくいろんな情報をキャッチし、その10分の10の、例えば教育委員会になると思いますけれども、学校の修繕があるということですが、学校修繕ということになりますと文科省かなというふうにすぐ考えちゃうんですけども、海士町の人たちは環境庁のほうへ行きますと、環境庁のほうからその補助金を取ってきて、10分の10で学校修繕の窓のほうの修繕をしたというようなことをされておりました。

たまたま盆に行きましたので、実はあそこにも当町と同じようにKYTに似たあまチャンネルという「あまちゃん」というのがございます。そのあまちゃんでは政策番組を実施されております。政策番組というのは、制作でつくる番組ではございません。政策、要は町の政策をそのままそっくり流しておられました。非常に視聴率が高いというふうに聞いておりましたけど、視聴率をどうやってはかるのかなというふうに思っておりましたが、そういうようなことで、町民の皆さんが政策そのものに精通をされている。人数が少ないですのでそうなのかも知れませんが、精通をされているというふうなことを伺いしてきました。

何が言いたいかと申し上げますと、課長の方々が、実は過日、出張とかありますかということをおある課長にお尋ねをしましたところ、ほとんどありませんということでしたので、私の願いですけれども、課長、あるいはその主幹の方々を東京のほうへ、きちっと政策論が固まりましたら、どんどんと出張をしてあげていただくという予算、そういったものも確立をしていただきたいというふうに考えるんですが、町長いかがですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） ただいま小牧議員にご提案をいただきました件につきましては、課長のみならず、職員、また議会、そして住民にも当てはまるものではないかなというふうに思っております。といいますのは、私ども政策を実行していく上で、当然のことながら予算を京都府、国からどのように獲得するのかということは非常に必要なことであろうというふうに思いますし、また動くことによって人脈も広がってくる、そうした中でアイデアも豊富に生まれてくるということはあるかというふうに思います。

それを私どもの役所だけが行っているという状況ではなくて、例えば住民の方々、また議会の皆様方もそうした機会に触れることによってより多くの見地が獲得できるのではないかなというふうに思いますので、今、小牧議員がご提案をされたことといいますのは、役所のみならず、議会、また町民にも当てはまることであろうということを申し添えておきたいというふうに思っております。

この件につきまして、これからどのように予算計上できるか、あるいは提案をできるのかまだわかりませんが、一つのよい提案だというふうに受けとめておきたいというふうに思いま

す。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） ぜひそういう方向でやっていただきたい。産業振興をやるにしても、物売るにしても、やはり相手がいないと売れませんし、PRしないと、そのもののよさもわかりませんので、そういう意味ではきちりと人のつながりを持てるその予算をつくり、そして計画の実施をしていっていただきたいというふうに考えています。

そういった意味で、強いリーダーシップを町長はとっていかねばいけない立場にございます。私が目にしてきました町長は、かなり身銭を切るといいますか、給料を削減したり、あるいは給料がほとんどですけれども、そういったことをされながら、町民の支援を受けながら実施されている町長を目の当たりにしてきたわけにございますけれども、町長自身はこの与謝野町の職員の給与についてはどのように考えておられますか。高いとか低いとか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 今、小牧議員がご紹介をされた首長というのは、恐らく海士町の首長であろうというふうに思いますけれども、彼の場合は、たしか給与の50%を削減し、それは余りにもひど過ぎるということで、住民、あるいは各課長からもうちょっと上げていったほうがいいんじゃないかというような、そうした変遷もあるというふうに聞いております。

私、この4月の選挙において給料の削減、そして退職金の返納ということも視野に入れながら対応していきたいというふうに考えておりますので、この2つのいずれかについては、この4年間の中でタイミングを見計らって実現をしていきたいなというふうに考えているところでございます。

一方、職員の給与の適正について、私、これまで余り考えたことございませんでした。しかしながら、ある一定の基準のもとに適正な給与の設定がされているのではないかとというふうに私自身は考えております。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 町長が考えられる給与というのは、何ではかられるというふうに考えておられますか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） これは、本当に難しい問いであるかなというふうに思っております。

しかしながら、私が重要視していきたいのは、やる気、また創造性、そして実績、この3つは私の独自の見解として持っている点であるというふうに思います。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 給与というのは、基本的には量と質というふうにはかるというふうに考えております。今、町長が言われました項目につきましては全てが質であったかなというふうに思っております。

時間ではかっていく給与、それから質ということで、マネジメントではかっていく給与というふうにするんですけども、私自身の個人的な考え方からしますと、これ以上の職員の給料は下げるべきではないというふうに思っております。といいますのは、質が低下してしまう可能性が非常に高いということです。ラスパイレス指数からしますと、全国的にはもう、少しギリギリ

かなというふうに思っていますので、それよりも質を上げる教育を徹底していただきたいというふうに思っておりますが、教育に関してはどのようにお考えですか。

議 長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど申し上げましたように、町の職員が、例えば東京、あるいは先進地に出向き、さまざまな知見を獲得する、あるいは人脈を深めていく、そうした一つ一つが職員の質の向上につながっていくのではないかなというふうに考えております。

この件につきましては、先ほど申し上げましたように、今後の政策課題というふうになるのかなというふうに思っておりますけれども、私が思いますのは、より動ける役場、あるいはより求める職員ということがこれからの時代には必要になってくるというふうに思っておりますし、その旨は職員も認識しているというふうに思っています。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） それでは、町長の率先垂範でしっかりと実施をしていっていただきたいというふうに思っております。率先垂範のことなら、本来でしたらネクタイを締めていただきたかったなというふうに思っております。

それでは最後に、あと残り時間3分しかございませんので、教育長のほうへご質問をさせていただきたいというふうに思います。

実は、せんだって与謝野町教育委員会のほうで教育委員会の重点というのと社会教育重点というこのものをいただいたわけですが、与謝野町の「与謝野っ子」という与謝野町の独自の、どんな子供を育てるんだということになりましたら、一言であらわしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教育 長（塩見定生） 大変難しい質問でございますけれども、私、これは個人的な考えも多分にありますが、やはりふるさと与謝野町を忘れない子供。ですから、与謝野町ならではの教育をぜひして、いつまでたっても与謝野町を忘れない子供であってほしいなと思っております。

具体的ではありませんけれども、以上でございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） 実は、京丹後市では「生きる力を育む子供を育てる」というふうに。せんだって、今、ご紹介しました海士町では、「人間力を育てる島っ子の海士っ子」というふうに。

実は、この冊子を見せていただきましたら、一番頭に来ているのが「育みたい力」というふうに示してあるんですけれども、これではよろしいんでしょうか。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教育 長（塩見定生） そのとおりでございます。

議 長（今田博文） 小牧議員。

3 番（小牧義昭） この理念のもとに、この与謝野っ子といいますが、与謝野町の子供たちをしっかりと、地域のことでも教育の視野に入れながら実施をしていっていただきたいというふうに、そういう願いを込めまして質問を終わります。以上です。

議 長（今田博文） これで、小牧義昭議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。3時50分まで休憩とします。

(休憩 午後 3時41分)

(再開 午後 3時50分)

議長(今田博文) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、7番、伊藤幸男議員の一般質問を許します。

伊藤議員。

7番(伊藤幸男) 日本共産党の伊藤幸男です。

事前通告に基づき、原発問題、公務員の労働環境、奨学金制度、教育委員会制度、そして戦争と平和の問題について質問いたします。質問内容を深めるために、取り巻く情勢や諸問題、また私の見解も述べながら質問に入りたいと思います。

それでは、第1点目の原発問題についてであります。

先日も、7,000人が集まって大変意気盛んな国会前大集会があり、原発問題で国民の世論と運動が政府を追い詰めているんだなというふうに感じました。ことしは稼働原発ゼロの夏になったわけですが、これは1966年7月に最初の商業原発が稼働してから、数えると実に48年ぶりの出来事であります。

安倍政権は何とか原発ゼロの夏は避けたかったわけですが、それは海外へ原発輸出を成功させるためにも夏の前に再稼働をさせたかった。しかしできなかった。ここには国民の世論と運動の力が働いています。この力で稼働原発ゼロの夏となり、安倍政権を追い詰めている状況をつくり出していると思います。

それから、5月21日の大飯原発運転差し止めを命じた福井地裁の判決に続いて、8月26日には、避難中にみずから死を選んだ女性への賠償命令を下した福島地裁の判決は大変重要な判決を出しました。避難を強いられて、家族がばらばらにされ、地域のコミュニティーもばらばらにされる、そういうもとで多大なストレスにさらされて、原発事故と自殺との因果関係をはっきりと判決は認めました。この2つの判決というのは、根本的に言えば、人類と原発は共存できないということを示すものになったと思います。こうして原発固執路線、再稼働の暴走路線を進む安倍政権は大きな矛盾に直面しています。

それでは、質問に入ります。

ことし5月に福井地裁の画期的な判決が出たわけですが、町長はどのように判断されるのか。

2つ目、原発利益共同体についてどう考えておられるのか。

3つ目、福島で原発事故が起きてから3年半が経過しましたが、現在の状況を見たとき、收拾したと考えておられるのか伺いたと思います。

次の2点目、公務員、教職員などの労働環境について質問に入ります。

町職員や教職員、また臨時職員のこの数年間の残業や有給休暇などの取得状況はどういう現状になっているのか、それをどう判断されているのか伺いたと思います。

次に3点目の、学校をはじめ、教育の環境整備について質問します。

与謝野町は町民所得が低く、本町こそ給付型奨学金の創設が要るのではないかと、この点であります。

第4点目、教育委員会制度について質問します。

教育委員会法が改正されましたが、町教育委員会としては、この改正をどう考えておられるの

か伺いたい。

最後に5点目、戦争と平和の問題について入りたいと思います。

集団的自衛権の問題では、7月1日に行使容認の閣議決定が強行されましたが、閣議決定以後も反対や批判の世論が高まり、どんな世論調査でも5割から6割の反対という声を上げ、しかも調査ごとに反対の声が広がっており、共同通信社の調査では、若い層の中でも反対の声が広がっているとしています。

安倍政権や自民党も必死で言いわけのためのQ & Aを何度も何度もホームページに書きかえては消していますが、どんなごまかしをやっても国民世論では健全な声広がっている。広島、長崎の平和式典では、被爆者から断固反対、撤回の声が突きつけられました。そういう声が出されたときに、首相は見解の違いとしか言えない。ここにも追い詰められた状況があらわれています。

また、国民の怒りの広がりを前にして、安倍政権は閣議決定を具体化する法案の提出を当初はすぐにでもやりそうな勢いでしたが、来年の春には一斉地方選挙があり、その後に先送りし、怒りの鎮静化を待つという作戦であります。これは、いわば追い込まれた逃げの姿勢と言えるのではないのでしょうか。国民的な各分野の秋の戦いでは、閣議決定撤回の世論を圧倒的なものにしていくことが今各団体で取り組まれています。集団的自衛権行使の本質が海外で戦争をする国づくりであり、アメリカ言いなりの日米ガイドライン見直しに反対する戦いや、5兆円を超える軍拡予算を許さない戦い、また暮らしや社会保障を守る戦いと結んだ大きな国民的な運動が盛り上がることになると思います。まさに、安倍政権は国民的な運動に追い詰められている状況になっています。

そこで質問に入ります。最後の質問です。

米軍Xバンドレーダー基地が、丹後の美しい国定公園の松林まで伐採し、あの有名な穴文殊まで破壊して強引に設置されようとしています。これもアメリカ言いなりの政治の丹後への持ち込みと言えるものです。先日も住民たちが500名規模の反対集会を開いています。

質問に入ります。隣の京丹後市に米軍のXバンドレーダー基地が強引設置されようとしているが、どう判断しておられるのか。

このことをお尋ねして、私の第1回目の一般質問とします。ありがとうございました。

議長（今田博文） 答弁を求めます。

山添町長。

町長（山添藤真） それでは、伊藤議員のご質問の1番目、原発問題についてをお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、本年5月21日に福井地方裁判所は関西電力大飯原子力発電所3号機、4号機の原子炉の運転差しどめの判決を言い渡しました。この判決は、東日本大震災による福島第一発電所事故を踏まえ、国民の生存を基礎とする人格権に基づき、国民を放射能の危険から守るという観点から出されたものと聞き及んでいます。

福島第一発電所では、現在でも汚染水・汚染土の処理問題や今なお避難を余儀なくされている方が多くあります。また、廃炉作業も数十年かかるとされており。福島第一発電所の事故では、一旦原発事故が発生をしてしまうと、その影響ははかり知れなく甚大で、また大変長期間に及び、人々の生活や人生に大きな影響を及ぼすことを我々国民に改めて知らしめました。

議員ご質問の、福井地裁の判決をどう判断されるのかについてお尋ねでございますが、今回の

福井地裁の判決では、「国民の生存を基礎とする人格権を放射性物質の危険から守るという観点から見ると、本原発に係る安全技術及び設備は万全ではないのではないかという疑いが残るというにとどまらず、むしろ、確たる根拠のない楽観的な見通しのもとに初めて成り立ち得る脆弱なものであると認めざるを得ない」としてありまして、「本原発の運転によって直接的にその人格権が侵害をされる具体的な危険があると認められる」としてあります。

国では、昨年7月に福島第一発電所の事故の教訓や世界の最新の知見を踏まえ、新規規制基準を設けました。各電力会社では、新規規制基準に基づき、原発再稼働に向け安全対策を進めているところでございます。私も、去る8月11日に関西電力高浜原子力発電所を視察してまいりました。高浜発電所では防潮堤設置などの津波対策などの安全対策を進めており、再稼働に向けて準備が進められているという状況でございました。

福井地裁の判決に関しましては、否定をするものでございませぬ。現時点でいえば、原子力は再生可能エネルギーが十分普及をするまでの間は必要な技術であるのではないかというふうに私自身は感じております。しかしながら、どれだけ高い安全対策が施されたとしても絶対に事故がないとは言い切れませぬ。恒久的に原子力に依存していくことは疑問に感じており、今後の方向性としては、原子力にかわる再生可能エネルギーを中心に国全体がシフトしていくことを望んでおります。

原発利益共同体については、電力会社を中心とし、原子力発電に関する原子炉メーカーや鉄鋼、ゼネコン、商社、金融機関などが一体となって利益構造を生んでいるということですが、先ほども申し上げましたが、やはり今後は原子力にかわる再生可能エネルギーを中心としたエネルギー政策に転換をすべく、官民が一体となり取り組んでいくことを私自身は望んでおります。

福島第一発電所の事故から3年半が経過をいたしました。先ほども申し上げましたが、現在でも数々の問題や課題が山積みされており、私自身は終息に至ったとは考えておりませぬ。

次に、ご質問の2番目、町職員や教職員などの労働環境につきまして、私からは町職員の状況についてお答えをいたします。

まず、町職員や臨時職員のこの数年間の残業についてでございますが、平成18年合併以降の時間外勤務手当の決算額で見ますと、増加の傾向にあることは否めませぬ。増加の理由としましては、新たな業務による事務量の増加や事務・事業の複雑多様化、町民からの相談業務の増加や正職員数の減少などによるものと考えております。そのため、業務量の増大する職場においては、必要に応じて臨時職員の雇用を行うなどによって業務を行っているところでございます。

次に、正職員の有給休暇の取得状況についてですが、合併後、正職員の平均取得率は付与日数の15%から17%台となっております。1人当たりの平均日数がほぼ5日から6日となっております。また、臨時職員の有給休暇につきましても労働基準法どおり付与し、必要日数を付与している状況でございます。

そこで、この現状をどう判断されるかのご質問でございますが、時間外勤務の増加要因を踏まえ、事務の合理的な改善策による効率化と課内協力体制を図っていく必要があるかと考えております。時間外勤務の削減に向けて組織全体で取り組み、各課長のマネジメント強化や課内の事務量の見直し、的確な、あるいは適正な職員配置の実施により少しでも改善をしていきたいと考えております。

年次の有給休暇につきましては、取得しやすい職場づくりや、特定の係、職員への偏りが無いよう、みんなで協力をし合って互いに取得できるよう、課長を中心に職場の環境改善を図っていかねばならないと考えております。

次に、議員のご質問の5番目、戦争と平和についてにお答えをいたします。

京丹後市に米軍Xバンドレーダーが設置をされることについてでございますが、Xバンドレーダーの京丹後市への配備につきましては、昨年2月に防衛省から京丹後市に設置の申し入れがあった以降、京丹後市及び京都府と防衛省のたび重なる協議の結果、昨年9月に京丹後市長及び京都府知事はレーダー配備の受け入れを表明されました。その決断には、住民の方々の数々の懸念や反対意見がある中、苦渋の決断をされたと聞き及んでいます。現在では、既にレーダー設置に向けた調査や測定の作業が進められているところでございます。

我々日本の各地域は、我が国の一員として、それぞれの地域がその特性を生かし、さまざまな分野や局面において、つながり合い、協力をし合いながら、さまざまな役割、機能、そして負担を分かち合っ国発展を支えています。今回、京丹後市では、国家の防衛・安心・安全という国益に応える形で、市民の安心と安全が担保されることを条件に大変重いご決断をされました。私も京丹後市長のご決断を重く受けとめたいと思っております。

レーダー配備予定地から与謝野町の町境までの距離は約18キロメートルであり、配備される軍属などの治安や交通事故などの問題が懸念されるところでございます。これまでから京丹後市及び京都府に対して情報提供をお願いしたい旨、申し上げてきておりましたが、今後におきましても、特に治安や交通事故の対応などに関しては強く情報提供をお願いできるようお伝えをしていきたいというふうに考えております。

国家の安心と安全に係る案件であるというものの、レーダー配備に関して住民の不安が払拭をされ、安心・安全が確保されることが第一であると考えておりますので、京丹後市に隣接いたします本町といたしましては、京都府及び宮津市や伊根町と連携を図りながら、今後さまざまな情報を逐一提供していただく中で、町民の皆様方の安心と安全を守るため対応していきたいというふうに考えております。

これは余談であります。今日は戦争と平和の著者でありますトルストイの誕生日でございます。当時、トルストイはどのような平和を描いたのか、私にはそこまで分析をし、見解を持っていませんけれども、戦争がなくなり、平和であるということについては与謝野町民、また日本国、そして世界共通の願いであるというふうに感じておりますので、そうした取り組みに国一丸となって取り組んでいく必要があろうかと思いますし、本町についても、役割分担の中で受けとめるところは受けとめていかなければならないというふうに考えております。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教 育 長（塩見定生） 続きまして、私から学校の教職員の労働状況についてお答えいたします。

教職員の勤務につきましては、基本的には朝、午前8時30分から午後5時までの7時間45分となっておりますけれども、実態としては大きく超過しているのが現状でございます。

所管の学校におきましても、退勤時刻が小学校でおおむね午後7時ごろ、中学校におきましては、部活動指導、学年会、教科部会等々でおおむね午後8時を過ぎるというのが現状でございます。

この点につきましては、平成26年6月26日付の新聞でも掲載されておりましたけれども、OECDの調査でも、参加国34の国や地域では日本の中学校教員の勤務時間が最長であるとされておりまして、本町でも例外ではございません。

京都府教育委員会でも、時間外縮減等による教職員の総実勤務時間の短縮についてや教職員の服務規律の確保について等々の通知を出し、勤務時間の適正な管理について各学校に指導を行うとともに、学校業務改善リーフレットを京都府内の教職員に配付し、啓発を行っているところでございます。

当町におきましても、定例の校園長会議などを通して、機会あるごとにノー残業デーの取り組みとか、職員会議等の充実と時間短縮、それから諸行事の見直しなど、工夫改善等の指導を行っているところでございます。また、年休が適正に消化できるように、長期休業中での取得推進をはじめ、体育祭、文化祭、修学旅行等の学校行事、土曜活用の取り組み、中学校における各種体育大会等の引率での振りかえが適正に行われるように指導に努めております。この点、所管の学校では振りかえが適正に取得できていると把握しております。

教職員の時間外勤務の縮減は、教職員の健康及び福祉の増進にとって極めて重要であり、校務の精選等に配慮し、勤務時間内に校務が効率的に遂行されるよう、今後とも一層の意識啓発を行いたいと考えております。とりわけ、管理職が教職員の退勤を促す等、教職員が退勤しやすい職場の雰囲気づくりに努め、職場の状況に応じた具体的な取り組みを進めるとともに、教職員が児童生徒と向き合う時間の拡充に努めるために、今後も機会あるごとに繰り返し指導に努めていくつもりでございます。

続きまして、質問3点目の学校など教育の環境整備について、議員ご提案の給付型奨学金の創設について、町長への質問でございますけれども、私からお答えさせていただきます。

現在、高校における授業料の無償化以降、当町における奨学金申請件数も年々減少傾向となっているところでございます。また、国では無償化に所得制限を設けることで公立・私立ともに低所得層に手厚い支援へと改正され、京都府の制度もこれに合わせて利子補給や入学支度金支援を設け、日本学生支援機構においても返還期限猶予制度や減額返還制度を拡充するなど利用しやすい制度へと改正をされているところでございます。したがって、給付型奨学金につきましてはこうした動向を見守りつつ、近隣市町の状況も参考にして研究させていただきたいと考えております。

とりわけ、給付となりますと財源の問題や認定基準として、在学時の学習意欲の有無や所得条件を付すことなども含めまして、奨学資金貸与審査委員会等での協議を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、質問の4点目の教育委員会制度についてお答えいたします。

このご質問につきましては、過日の6月定例会でも白杉前教育委員長より一定の説明をさせていただいております。検討の過程では、首長の権限が強くなりますと教育の安定性が損なわれ、また教育委員会が形骸化してしまうのではないかと心配されておりましたけれども、新制度におきましても教育委員会が果たしてきた役割は今後も維持されていくものと考えております。

新制度では、新たに首長が主催する総合教育会議が設置され、首長と教育委員会が協議して施

策の大綱を策定するということとなりますが、これまでからも首長が教育問題に対して意見交流することは大変意義あることであると考えておりますので、今後ともそうした形での協議を踏まえ教育行政を進めてまいりたいと考えております。

また、権限と責任の所在を明らかにすることなどの見直しの議論が高まる中で、教育委員長と教育長の権限をあわせ持つ実務者トップの新教育長を置くこととなりましたが、教育の中立性や教育行政中立性を確保するためにも、教育委員会での民意を反映した議論を主導していく必要があると思いますし、また教育は子供の健全な成長発達のため、一貫した方針のもと安定的に行われることが求められております。したがって、教育委員の皆様には、教育方針や施策の策定に対し広い識見と一般住民目線でのチェックを行っていただくことが重要であると考えておりますので、今後とも教育委員会の果たす役割は大変大きいものであると考えております。

以上で、伊藤議員への答弁とさせていただきます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 第1回目の答弁で、町長にお願いをしたいと思っています。僕の聞き漏らしだと思うんですが、原発利益共同体についての質問について再度答弁を願いたいと思います。その分だけで結構です。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 原発利益共同体につきましては、先ほど答弁をさせていただきましたように、電力会社を中心として原子力発電に関する原子炉メーカーや、鉄鋼、ゼネコン、商社、金融機関などが一体となって利益構造を生んでいるということですが、先ほど申し上げましたように、やはり利益構造を生んでいるという認識であると思っています。

しかしながら、先ほど言いましたのは、原子力にかわる再生エネルギーを中心にしたエネルギー政策に転換をするべく、官民が一体となった取り組みが望まれているというふうに申し上げました。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 答弁を丁寧にいただきましてありがとうございます。

それでは第2回目の質問ということで、まず順序立てて初めから、まず原発問題について質問を進めたいと思っています。

今回、通告しましたように、福井地裁の判決についてですが、私たちは事実と道理に立った理性的な判決だと。その画期的な要因が4つほどあるんじゃないかというように思っています。これは非常に画期的だと思っています。その第1は、憲法で保障された人格権を、これも町長おっしゃいましたが、人格権を最優先にしているという点です。判決は、人の命を基礎とする人格権は憲法上の権利で、日本の法律ではこれを超える価値をほかに見出すことはできないとまで言っておりまして、この大原則に立って原発再稼働にストップをかけたわけでありまして。

第2は、ほかの技術とは異なる原発の本質的な危険性を繰り返し強調しているという点です。判決は、原発について一旦発生した事故は時の経過に従って拡大していくという性質を持つと述べ、原発はほかの技術にない異質の危険があると指摘してきた、日本共産党もこの主張をしているわけですが、同様の指摘をしています。

第3点は、原発の安全神話に対し厳しい断罪を下した点であります。判決は、この10年足ら

ずで4つの原発で想定した地震度を超える地震が5回も到来した事実を示し、想定される最大の地震の揺れが大飯原発に到来しないという関電側の主張は、こう言っています、本質的な危険性について余りにも楽観的と言わざるを得ない、こう指摘しております。

第4点目、国民の命よりもコストを優先する考え方をきっぱりと避けたという点です。原発は住民らの人格権と、そして電力の安定供給やコスト問題をてんびんにかけて関電側の議論を法的に許されないと強調し、国富、いわゆる国の富ですね、国富の創出とは運転停止による赤字ではなく、豊かな国土と、そこに国民が根をおろして生活していること、これを失うことだと、こういうふうに強調したわけであります。

この4つの判断は大飯原発だけの問題でなくて、全国の原発に共通する課題だというふうに私も思っています。この内容について、改めて私、解説的に言ったんですが、これ非常に大事なことなので、町長の一言でもコメントいただけたらと思っております。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 福井地裁が下した判決といえますのは、1つの判例に対してどのような角度で法的に見ることができるかという経過のもとで導き出されているというふうに感じております。

私は、そうした観点は尊重するべきであろうなというふうに思いますけれども、私どものこれからの使命といたしましては、先ほど申し上げましたように、原発を使わずとも、再生可能エネルギーなどによって国自体の電力をいかに創出をしていくか、そうした政治の役割であるというふうに思っているところでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 今の点をちょっと解説的に町長に助言といいますが、述べておきますが、まず町長もおっしゃったように、代替エネルギーとしての問題で、これは大嶋先生という京大の教授だったと思うんですけども、彼が言っているんですが、客観的にはまだまだ不十分さはあると。しかし、客観的にはこの自然エネルギー、再生エネルギーへの方向性は着実に進んでいるということをおっしゃってしまして、現時点、原発がなければという話がありますけども、原発ゼロが続いているんです。さっき冒頭に言いましたようにね。ゼロでやれているんです。やれているんです。ですから、この機会にゼロにして、廃炉の方向にしながら、一方で自然エネルギーを大いに予算化して国が誘導すべきだというのが我々の見解です。だから、町長の願いと基本的に一致していると思います、そこは。前の町長ともそういう話をしたことありますが、これが1つ。

それから、安全基準問題でクリアしたらという話もあったのもう1点だけ言っておきますが、安全基準というのは確かに大事だし、一般的には、しかし、その安全基準を審査するところが、残念ながら政治的に独立していないというのが実態で、この間、曖昧な態度をとったりしているのはそこなんです。ここが依然として、事故直後とのかかわりでいうたら、余り変化されていないというところがある。

後でまた述べますが、先ほど原発利益共同体のときにも述べますが、ここまず言いますかね。原発利益共同体というのはどういうものかというのは、今、町長の答弁で基本的に合っていると思います。私は、もう一回そこを厳格に私流で述べますと、原発による利権に群がる財界、政界、官僚、大手マスメディアなどに一部の学者らも加わった癒着構造が原発利益共同体と言われる組織だと。その中心は、1基つくるのに数千億円という原発で、国から巨額の原発事

業補助金や、国民の電気料金まで巻き込んだ国家的なシステムで莫大な利益をもうけている電力、原発メーカー、大手ゼネコン、鉄鋼業界、セメント業界、大銀行、これらの財界の中枢をなす大企業、ここが中心におるんだということです。この勢力が原発推進の政党、政治家、評論家などに政治献金を配り、原発の研究や事業推進の学者らには財政支援を行い、大手マスメディアには多額の広告料という名のお金を払い、特権の官僚も癒着をして日本の政治、行政をゆがめてきたというのが少なくとも、いろんな諸文献を私も読みましたが、共通していることだというふうに思っています。

問題なのは、この方々が国の審議会の委員に堂々と入って、反省もなく原発推進を言ったりしていることですね。それから、また同時にマスメディアまで金で、今言いましたように、操っているというふうに言ってもいいと思いますが、このことも非常に重大だというふうに思っています。なかなかこの問題でメスが入らなかった。しかし、原発がこれほどひどいことになる中で、ちょこちょこは出ましたけども。ここが大きく変わらねば、今の原発の世論も大きな決定的なことにならないのかなとさえ私は思っています。

一番言いたかったもう一つは、原発の輸出を政治課題にしているという問題です。これは、原発再稼働、先ほど、冒頭に言いましたが、再稼働することで日本はやっているということを経済的に知らしめて、それで輸出を進めようというもろみなんです。私は愚の骨頂だと思っています。これが原発の共同体の本性だというふうに思っています。

それでは、今、もとに戻って、1点目から。

今、地裁の問題はやりました。それから、加えて今もう一つの判決ということで概要を言いましたが、知ってのとおり、いわゆる自殺の訴訟に対する福島地裁が出した判決というのは、非常にこれもなかなか鋭い、世論に押されたという面もあると思うんですが、すばらしい画期的な判断だというふうに思っています。

問題は、ご存じのように、こういう対象になる自殺を考えるんでないかと思われる方々が、もしくはそういう人らがたくさんいるということですよ、今現実には、既に、確定的な論証にはありませんけども、少なくとも数十名の方が自殺しているんです、福島ではね。ですから、こういう方を二度とつづらないということが大事だと思います。ごめんなさい。

ともかく、原発もこういうことを二度と繰り返さないように、謝罪にきのうは見えておられたような新聞報道がありましたけども、被害者のところに、ぜひそれはこういう事故をなくす意味でも原発は廃炉にして、それで原発ゼロの日本に向けて進み出すことしか福島の県民の期待に応えることはできないのではないかというふうに思っています。

それでは、次の質問に移ります。

町長は、ご存じのように、町長の答弁の中にもちょっと出ていましたが、汚染水の問題が大きな社会問題になっています。このことはご存じのとおりです。もう一つは、核燃料棒の後の処理ですね。この問題があると、こういう原発が、先ほど述べた共同体の問題や悲惨な現場も見聞きしていると思うんですけども、このことで町長は、私は思うんですが、原発になぜ反対という表明ができないのかというふうに思うんですが、いかがですか。できますか。原発はゼロにすべきだと、廃炉にすべきだと、反対だということは言えませんか。

議長（今田博文） 山添町長。

町 長（山添藤真） 先ほど判決についての伊藤議員の議論がございました。まずこの点について申し上げたいというふうに思います。

この原子力災害による裁判というのは今後もふえてくることだと思います。そうした中でさまざまな判決が出されていくというふうに思っております。そうした判決の内容を私たち国民が理解をし、それを知識として蓄えていく、知性として積み重ねていくことが、私はこれからの原子力のない、再生エネルギーがより普及される一つの力になるのではないかなということを思っております。

そうした上で、先ほど原発の反対表明をしないのかということにつきましては、私はまだまだこの原子力がなくても日本の電力は賄っていきける、あるいは経済的なバランスを考えても十分なバランスがとれていくというような判断についてまだまだ学習をするべきだろうというふうに思っておりますので、そうした原発に対する反対ということではできないと。それは、私がより原発、そして再生エネルギーを考えながら導いていく、そうした作業が今現在必要になっているということだというふうに思っておりますので、その点につきましてはご理解をいただきたいというふうに思います。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次の質問に移りたいと思います。

公務員の皆さんや教職員の皆さんの労働環境の問題については、今答弁がございました。

また、私、ここにいるんな現場の人の声もお聞きしまして、そのもとで質問させていただくことになっているんですが、まず初めに紹介したい新聞の記事がありまして、これはこの一、二週間の間に出た投稿です。学校現場の先生だった方から、こう言っています。「今、教員にどんなむなしい作業が課せられているのか、ほとんどの人はご存じない。報告書類の膨大なことは言語に絶するほどです。年間、これは年間の学期の授業計画というのは当然だと思っけども、しかし、さらに毎時間の授業展開の詳細を報告しなきゃならない」、こういうふうに書いています。その度合いは学校によって違うのかわかりませんが、こういうことがあるということですね。これは、少なくとも私が現場で聞いた方の中にも、何人かの方から共通して、今の週報というんですかね、報告をしなきゃならない、そのことの時間をとられて、子供に接する時間がないという話はかなりの方から聞きました。

この点で、どうにかならないもんなんだろうかと。これは教育長に聞くべきかどうかわかりませんが、まずお伺いしておきたいと思っております。

議 長（今田博文） 塩見教育長。

教育 長（塩見定生） 伊藤議員の教職員の多忙さについてのご質問だろうというふうに思っておりますけれども、1点目の報告書が多い、報告類が。これは確かに否定できませんけれども、以前から比べたらそれは減っているんだろうというふうに思っております。

それから、次のあれは週案だろうというふうに思いますけども、これは年間の授業を計画的に実施していくためにも、そんな膨大なものを1週間つくるわけじゃございませんし、それをむしろ計画的に進めなければ、結局は教科書は教えずに残ってしまうという弊害もございまして、そんな弊害はないというふうに私どもは認識しております。以上でございます。

議 長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に、例えば、これ全部言っちゃうと時間がないのであれですが、いろんなクラブ活動の問題、これは今答弁の中にありましたけども、放課後にかち合っって会議がよく入ると。このもつで、どうしても時間が都合つかない。昼休みということでもよく言われているんだけど、昼休みは生徒の給食で立ち会わなきゃならないので休めないという話も出ています。

この実態の中で、いろいろあるんですよ。もうこれは省略しますけれども、一つは、今、教育長も答弁にあったんですが、全国的には、教職員は残業、月平均で81時間です。これは明らかに過労死ラインをオーバーしています。そうですよね、総務課長。そうですよね。81時間もやっていたらそうなりますよ。私は、ここが大きな問題だと。もちろん、このことで時間がなかなかとれずに子供らと触れ合うこともできないということも苦慮しているということも言っています。これを、やっぱりあると、こういう実態があるんだということです。

そのもつで、今、私、もう1点は、いろんな課題があるんだろうなと思っているんですが、問題は、どうもいろいろと先生方に聞いていると、これも議会でも取り上げたことあるんですけども、やっぱり行き過ぎた競争があると。競争の教育があるんじゃないかと。多くの場合は行き過ぎた競争教育があるということも言っています。これが、逆に言えば、子供たちの学力を本当の意味で上げることはできていないんじゃないかという研究者もいます。

それから、上からの統制ということで、教育そのものをゆがめているんじゃないかというご指摘もありました。これも研究者の方から言われていますし、そういう点があるということも、もう一つ言っていますね。この間、これは教育長もご存じやと思うんですが、OECDからも日本は異常な事態だということで、今述べた状況の中で勧告出しているんです。OECDの勧告というのは珍しいんですよ。それを教育長はどのように判断されるかお伺いしておきたい。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 決していいことであるとは思っておりませんが、我が国は明治以来、学校教育中心の教育が進められてきた。とりわけ、もう欧米におきましては、学校が終わりますと、放課後は大体クラブ活動というのは地域に帰ってクラブをしておりますけれども、日本の場合は全て学校の教員がクラブも皆教えておるということがありまして、おんぶにだっこの教育がなされてきて現在の日本に至ったんだろうと、このように私自身は考えておりますけれども、議員ご指摘のとおり、それでいいなということには私も考えておりませんが、早く休んで鋭気を養っていただきたいと思っておりますし、原則的には長期休業中、いわゆる夏休み等々、授業に支障のない時期におきまして、教員は積極的に休養をとるように指導しているところでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 次に、私、今これほど大きな現場でもいじめをはじめ、いろんな諸事件を抱えて、事件というか、そういう課題を抱えて奮闘されているんですが、大事なことは、私、一つは、この今教育集団が、現場の、団結する、統一した子供への対応する、これは非常に大事だと思っているんです。私は、その役割でいえば、子供が小さいころ、小学校、中学校にお世話になりました。このときの教職員集団の対応は、僕はすばらしいと思って何度か感動したことを覚えています。

しかし、今、職員会議というのがあって、その職員会議は昔からあるんですけども、そのもの自身が変わっていると言う先生がいます。それは、これは以前に読んで、今改正されとるんか知

りませんが、校長の伝達機関であるという位置づけをしなさいという指導が入ったというように聞いています。いかがですか。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） ご指摘のとおり、職員会議は校長の指示機関でありますので、それまでに各部会等々で協議しておりますので、そこは、職員会議は協議をする場ではないというふうに認識しております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 違う会議でそのことを保障しているというふうにとらせてもらいますが、もう1点は、ちょっと僕忘れたんですけども、教育長はご存じだと思って。安全とか運営委員会とかいうものが学校にはあるようで、これが本当に機能しているのかというのでは、やっぱりちゃんとしてほしいという職員もおりました。この点はいかがですか。

議長（今田博文） 塩見教育長。

教育長（塩見定生） 学校によっては名前が違うと思いますが、運営委員会等々、機能しているというふうに認識しております。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） ぜひそれは充実させて、定期的に、産業医だとかいろいろありますので、そういうことも含めて配置して対策をとるようにしてあげてください。

それから、教育委員会制度については、今、教育長が答弁したので納得です。

最後に、Xバンドレーダーの問題で、3分ですので申し上げたいと思っています。

町長の答弁では、京都府にも情報の開示を求めたと。しかし、何か回答がないような話でしたが、この点は回答がないということで考えたらよろしいか。

議長（今田博文） 山添町長。

町長（山添藤真） 私が答弁をいたしました内容としては、京都府及び京丹後市に対して情報の提供を求めていると。そうした中で、当然のことながら機密事項がこちらの当町には知らされていないわけですが、一定の情報提供というのは現在もあるということでございます。

また、引き続き京都府と、あるいは京丹後市に対しまして情報の提供については呼びかけていきたいということでございます。

議長（今田博文） 伊藤議員。

7番（伊藤幸男） ぜひ、どうも立場上言えないのかどうかかわからないですけども、一つは、私が疑問な点も含めて聞きますね。今まででも朝鮮半島エリアまでのレーダーはあるんです。ちゃんとしたレーダーはあるんです。なぜXバンドでなければならないのかという疑問、私は納得できないです。なぜXバンドレーダーなんだと。ねえ。だから、当然でしょう。いや、日本の防衛だと思っているんですから。そうでしょう。いや、町長が責任があるとかないとかという話をしているんじゃないですよ。Xバンドレーダーをわざわざきれいな海岸をぶっ壊してつくるといいますよ。だから、それでは理由が成り立たないでしょう。レーダーはあるんです。レーダーはある。北朝鮮まで飛ぶレーダーはあるらしいです。しかし、今それを潰すのかどうか知らないけども、Xバンドレーダーというものを持ってくる。ここには道理が私はわからない。

それからもう1点。もう全部、時間がありませんから言っておきますが、前回の太田町長にも

聞きましたけども、米兵や、米軍基地のですね、ここに住むようになったときに、米兵や軍属が交通事故、盗難などの犯罪、こうしたものを起こして基地の中に逃げ込んだ場合、いわゆる沖縄と同じような現象ですよ。そうした場合、町としてはどういう責任をとれるんだという点です。

あと1分。それで、こんな近くにあったら、私、ロマンのある、先ほども小牧議員からも出ていましたが、総合計画。そんな総合計画のロマンをくじくことになりゃしないんですか。美しい自然で気分よくできるのに、どうしてあんなもんがあるんだと。私はそう思いますね。

ですから、ぜひそこは、情報開示はもちろんそうですが、府にも国にも私は文句を言うべきだと。きちっと態度表明を。いい町をつくりたい、そのぐらいのことは言っているんじゃないかと思えます。

以上で終わりますが、特に町長ありませんか。

町 長（山添藤真） なし。

7 番（伊藤幸男） なし。ありがとうございました。

議 長（今田博文） これで、伊藤幸男議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

次回は、あす9月10日、午前9時30分から一般質問を行います。この議場にご参集いただきますようお願いいたします。

本日はご苦労さんでした。

（散会 午後 4時47分）